



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツ化学工業における独占体の成立(2)
Author(s)	加来, 祥男
Citation	北海道大學 經濟學研究, 30(2), 31-81
Issue Date	1980-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31499
Type	departmental bulletin paper
File Information	30(2)_P31-81.pdf



ドイツ化学工業における独占体の成立 (2)

加 来 祥 男

はじめに

I 19世紀末—20世紀初頭のドイツ・タール染料工業

- 1 原料基盤 (以上, 本誌第30巻第1号)
- 2 製品の販売
- 3 カルテルの形成
- 4 利潤の動向

II 利益共同体の成立

- 1 企業結合の機運
- 2 デュースベルクの「覚え書」とブリューニングの否定的回答
- 3 2つの利益共同体の成立とその機構

おわりに (以上, 本号)

2 製品の販売

以上でみてきた原料の調達ないし製造に対して, ここでは, タール染料企業で製造された染料の販売面をみることにしよう。

まず, 世界とドイツのタール染料生産額にかんする1つの推計をあげれば第13表のようになる。一見して明らかなように, ドイツのタール染料工業は世界市場において独占的な地位を占めていたのである。こうした地位にあるドイツのタール染料工業にとって, 輸出市場がきわめて重要な意味をもっていたことは, これもまた明らかであろう。ドイツのタール染料輸出の推移は第14表によって知られるが, これと第13表とを対比

第13表 タール染料生産額
(単位: 百万マルク)

年	世 界	ド イ ツ
1881	80~ 90	40~ 50
1896	100	72
1900	130~150	120

資料: F. Redlich, *Die volkswirtschaftliche Bedeutung der deutschen Teerfarbenindustrie*, Diss., Berlin, 1914, S. 44-45.

第14表 ドイツのタール染料輸出 (単位: トン, 百万マルク)

年	アニリン染料		アリザリン		アニリン染料 中間品		インジゴ		タール染料計	
	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額
1880	2,141	31.0	5,888	20.6	582	1.9	—	—	8,611	53.5
81	2,664	34.6	5,578	19.5	739	2.4	—	—	8,981	56.5
82	3,114	42.0	4,535	24.9	714	2.3	—	—	8,363	69.2
83	3,819	34.4	4,008	15.4	663	2.1	—	—	8,490	51.9
84	4,822	36.2	4,291	12.1	656	1.7	—	—	9,769	50.0
85	4,646	34.8	4,284	9.5	1,713	3.4	—	—	10,643	47.7
86	5,702	38.8	4,529	7.9	1,699	2.5	—	—	11,930	49.2
87	6,544	42.5	5,985	9.6	2,137	3.4	—	—	14,666	55.5
88	6,906	40.1	6,732	10.8	2,528	4.0	—	—	16,166	54.9
89	6,975	38.4	7,793	12.5	2,998	4.8	—	—	17,766	55.7
90	7,280	37.9	7,906	12.6	3,830	7.7	—	—	19,016	58.2
91	8,680	44.3	8,169	12.9	4,403	8.4	—	—	21,252	65.6
92	10,725	52.6	7,677	11.9	4,660	6.5	—	—	23,062	71.0
93	11,560	53.2	8,036	11.7	4,096	4.9	—	—	23,692	69.8
94	12,368	53.2	7,735	11.2	6,318	6.6	—	—	26,421	71.0
95	15,789	63.2	8,928	11.6	7,135	6.8	—	—	31,852	81.6
96	16,233	64.9	8,526	10.7	7,708	10.0	—	—	32,467	85.6
97	17,639	67.0	8,641	12.4	9,178	11.5	—	—	35,458	90.9
98	19,712	72.0	9,321	16.9	12,360	13.6	918	7.6	42,311	110.1
99	22,705	74.9	9,587	11.3	12,275	11.7	1,364	7.8	45,931	105.7
1900	23,781	77.3	8,591	11.2	12,613	11.4	1,873	9.4	46,858	109.3
01	25,030	79.6	10,017	16.2	12,591	12.0	2,673	12.7	50,311	120.5
02	28,806	89.3	9,803	16.1	15,969	14.7	5,284	18.5	59,862	138.6
03	29,336	88.0	9,195	15.1	16,732	19.7	7,233	20.7	62,496	143.5
04	30,831	88.6	9,089	14.8	16,756	20.1	8,730	21.7	65,406	145.2
05	36,570	100.7	9,339	15.5	19,421	23.9	11,165	25.7	76,495	165.8

資料: *Statistisches Handbuch für das Deutsche Reich*, 2. Teil, S. 16-27, 226-227.

してみるかぎりでは、1900年には、ドイツで生産された染料の約9割が輸出されていたことになる。これを輸出先別にみると第15表のとおりである。これによると、アメリカ合衆国向け輸出が急速に増大し、世紀の交にはそれは、全体の20パーセント以上を占めていた。それとは逆にイギリス向け輸出の比率は次第に減少したが、それでもなお全体の20パーセント弱を占めていた。これにつづいては、オーストリア・ハンガリー、ロシア、イタリ

第15表 ドイツタール染料の輸出先

(単位: 百万マルク)

年	アメリカ 合衆国	イギリス	オーストリア ハンガリー	ロシア	中国	インド	イタリア	日本	フランス	スイス	その他	輸出額総計
1880	5.3 (10)	18.8 (35)	3.0 (6)	4.0 (7)	1.0 (2)	0.3 (1)	0.5 ¹⁾ (1)	0.2 (0)	3.0 ¹⁾ (6)	2.6 ¹⁾ (5)	14.8 (28)	53.5(100)
81	5.1 (9)	18.8 (35)	3.7 (7)	5.2 (9)	2.9 (5)	0.3 (1)	0.9 (2)	0.2 (0)	3.5 (6)	3.6 (6)	12.3 (22)	56.5(100)
82	6.1 (9)	23.1 (33)	5.1 (7)	7.5 (11)	2.5 (4)	0.5 (1)	1.6 (2)	0.2 (0)	3.9 (7)	4.5 (7)	14.2 (21)	69.2(100)
83	6.1 (12)	15.9 (31)	4.3 (8)	5.0 (10)	4.5 (9)	1.3 (3)	1.4 (3)	0.1 (0)	3.9 (8)	3.3 (7)	6.1 (12)	51.9(100)
84	5.1 (10)	13.6 (27)	4.3 (9)	3.2 (6)	4.0 (8)	3.0 (6)	1.5 (3)	0.1 (0)	4.2 (9)	2.9 (4)	8.1 (17)	50.0(100)
85	6.5 (14)	11.8 (25)	4.2 (9)	3.8 (8)	4.9 (11)	0.7 (2)	1.3 (3)	0.1 (0)	4.2 (9)	2.2 (5)	8.0 (13)	47.7(100)
86	6.4 (13)	11.4 (23)	4.3 (9)	4.1 (8)	4.3 (9)	0.8 (2)	1.3 (3)	0.1 (0)	4.2 (9)	2.1 (5)	10.2 (18)	49.2(100)
87	7.4 (13)	11.6 (21)	4.2 (8)	4.7 (9)	4.6 (9)	1.6 (3)	1.3 (3)	0.3 (1)	5.1 (10)	2.5 (5)	12.2 (18)	55.5(100)
88	7.7 (14)	11.8 (21)	4.4 (8)	3.4 (6)	5.3 (10)	1.7 (3)	1.6 (3)	0.2 (1)	4.8 (9)	2.5 (5)	11.5 (20)	54.9(100)
89	9.7 (17)	13.1 (24)	4.2 (8)	4.5 (8)	4.0 (8)	3.9 (7)	1.6 (3)	0.5 (1)	4.0 (8)	3.3 (6)	6.9 (12)	55.7(100)
90	9.8 (17)	13.1 (23)	4.4 (8)	4.1 (7)	5.7 (10)	4.0 (7)	1.9 (4)	0.7 (2)	3.4 (6)	3.8 (7)	7.3 (13)	58.2(100)
91	12.5 (19)	14.1 (21)	5.2 (8)	3.8 (6)	5.6 (6)	5.0 (8)	2.1 (4)	1.1 (2)	4.9 (8)	3.9 (6)	7.4 (11)	65.6(100)
92	16.0 (23)	13.8 (19)	5.7 (8)	4.3 (6)	5.5 (8)	5.3 (8)	2.6 (4)	1.0 (2)	4.3 (6)	3.5 (5)	9.0 (13)	71.0(100)
93	11.9 (17)	14.9 (21)	6.0 (9)	3.2 (5)	6.5 (10)	6.2 (9)	3.1 (4)	1.2 (2)	4.6 (7)	3.5 (5)	8.7 (12)	69.8(100)
94	14.0 (20)	14.6 (21)	6.5 (9)	3.6 (5)	6.2 (9)	5.7 (8)	3.3 (5)	1.3 (2)	3.6 (5)	3.2 (5)	9.0 (13)	71.0(100)
95	17.2 (21)	16.8 (21)	7.1 (9)	4.2 (5)	5.8 (8)	6.8 (9)	3.4 (4)	1.9 (3)	4.5 (6)	3.7 (5)	10.2 (13)	81.6(100)
96	15.0 (18)	18.1 (21)	7.4 (9)	5.2 (6)	7.8 (10)	5.9 (7)	4.1 (5)	2.0 (3)	4.4 (5)	3.3 (4)	12.4 (14)	85.6(100)
97	20.3 (22)	16.8 (18)	8.1 (9)	6.2 (6)	5.3 (6)	5.5 (6)	4.3 (5)	1.9 (2)	4.2 (5)	4.3 (5)	14.0 (15)	90.9(100)
98	24.2 (22)	18.4 (17)	10.5 (10)	9.0 (8)	5.4 (5)	10.7 (10)	5.7 (5)	2.3 (2)	4.6 (4)	3.9 (4)	15.4 (14)	110.1(100)
99	23.8 (23)	19.4 (18)	10.7 (10)	6.9 (7)	7.0 (7)	5.9 (6)	5.6 (5)	1.9 (2)	4.2 (4)	4.5 (4)	15.8 (15)	105.7(100)
1900	24.9 (23)	21.0 (19)	10.6 (10)	6.7 (6)	6.5 (6)	5.2 (5)	5.6 (5)	2.7 (3)	4.4 (4)	3.8 (3)	17.9 (16)	109.3(100)
01	27.5 (23)	23.5 (20)	12.6 (10)	8.4 (7)	6.5 (6)	7.3 (6)	6.6 (5)	2.2 (2)	4.0 (3)	4.0 (3)	17.9 (15)	120.5(100)
02	30.0 (22)	25.9 (19)	12.8 (9)	11.8 (8)	7.2 (6)	6.9 (5)	8.0 (6)	5.5 (4)	5.5 (4)	4.2 (3)	20.8 (15)	138.6(100)
03	27.4 (19)	25.2 (18)	13.7 (10)	13.5 (9)	7.9 (6)	8.1 (6)	8.1 (6)	5.8 (4)	6.8 (5)	5.3 (4)	21.7 (15)	143.5(100)
04	29.5 (20)	22.5 (15)	14.7 (10)	14.8 (10)	7.5 (6)	7.3 (5)	8.0 (6)	6.7 (5)	6.8 (5)	5.4 (4)	22.0 (15)	145.2(100)
05	32.2 (19)	24.8 (15)	17.7 (11)	16.1 (10)	11.6 (7)	8.7 (6)	9.4 (6)	9.1 (6)	7.2 (5)	6.9 (5)	22.1 (13)	165.8(100)

註 1) の数字は、アリザリンを含まず。アジア諸国向けの一部の製品についても、捕捉できず、0として処理した部分があるが、そこから生じる誤差はネグリジブルである。

資料: *Statistisches Handbuch für das Deutsche Reich*, 2. Teil, S. 16-27, 226-227; *Vierteljahrshefte zur Statistik des Deutschen Reichs*, 11. Jg., 1902, S. III 39-III 42.
他に, *Statistik des Deutschen Reichs* の貿易統計により補足。

ア、フランスといったヨーロッパ諸国向けの輸出がそれぞれ、5~10 パーセントを占め、全体の 70 パーセント以上がアメリカ合衆国、およびヨーロッパ諸国向けだったのである。しかし他方では、中国、インド、日本といったアジア諸国向けの輸出も急速に増大し、これらが全体に占める割合も約 15 パーセントにまで上昇していた。ドイツのタール染料は、アメリカ合衆国やイギリスをはじめとするヨーロッパに重心をおきながらも、きわめて広汎な地域に輸出されていたのである。

こうしたドイツのタール染料輸出は、圧倒的な生産力的優位を基礎として、精力的な販売活動によって実現された。この点をやや具体的にみておけば、まず、ドイツのタール染料企業は、各国、各地方における習慣や嗜好の調査、各種の博覧会への出品、各国語でのパンフレットの発行、工場への招待、といった調査、宣伝活動を積極的に行なった。その一端は次のような叙述によって知ることができる。

第一次大戦以前、独逸のある染料製造会社を訪問した人のはなしに、まず最初に「標本室」につれていって製品銘柄の多きを示し、次は「票紙室」とも称すべき室に導かれて、その会社が世界の隅々まで輸出している状態を一目瞭然ならしめたという。票紙は独・英・仏・蘭・西・伊はもちろん華語・インド語・マレー語・日本語等々、まるで世界語の展示場であり、解説書も数十国語で印刷され、票紙の色彩はもとより図柄模様も、それぞれ輸出先の趣向に応じて調製されていたとある。この点英国の商人達は、世界を制覇しつつあったためであろうか、“Made in England”を誇り、英語一点張りで闊歩していた。²⁾

こうした販売活動と並行して組織面での整備も進行した。まず、ベー・アー・エス・エフの場合には、1873 年にシュトゥットガルトのルドルフ・クノスプ (Rudolf Knosp), ハインリヒ・ジークル (Heinrich Siegle) 両社と合併して以降、販売面はシュトゥットガルトで担当されていたが、製造と販売部門との結びつきが要請され、89 年にはうえの合併が解かれて、販売部がルートヴィッヒスハーフェンに移された。この 89 年には、中央実験室や染色技術部も新たに設置され、こうして販売部門は、開発や生産と有機的な連関をもつようになっていったが、それとともに、販売支店も相次いで設置されて

第 16 表 バイヤーにおける支店の設置

年	支 店 名	所 在 地
1895	Farbenfabriken of Elberfeld Co.	ニューヨーク
96	The Elberfeld Farbenfabriken Co. Ltd.	マンチェスター
	Farbenfabriken Bayer & Co. Ltd.	ボンベイ
97	Friedr. Bayer & Co., G. m. b. H.	ライプツィヒ
	Friedr. Bayer & Co.	モスクワ
98	Friedr. Bayer & Co.	ウィーン
99	Fréd. Bayer & Cie.	ブラッセル
	Fedo. Bayer & Cia.	ミラノ
	Fedco. Bayer & Ca.	バルセロナ
1901	Farbenfabriken vorm. Friedr. Bayer & Co., Verkaufskontor Berlin	ベルリン

資料: H. Pinnow, *Werksgeschichte. Der Gefolgschaft der Werke Leverkusen, Elberfeld und Dormagen. Zur Erinnerung an die 75. Wiederkehr des Gründungstages der Farbenfabriken vorm. Friedr. Bayer & Co.*, München, 1938, S. 101-103; *Geschichte und Entwicklung der Farbenfabriken vorm. Friedr. Bayer & Co. Elberfeld in den ersten 50 Jahren*, gedruckt aber nicht veröffentlicht 1918, S. 346-402.

³⁾ いった。ヘヒストの場合にも、ドイツ、オーストリアに約 40、それにヨーロッパ諸国、その他に数多くの代理店や販売店が設置されたが、⁴⁾ バイヤーについては一層明瞭にこうした傾向が確認される。すなわち、バイヤーでは、発展とともに世界各地に設置されていた代理店が、1890 年代にはいと次第に支店に再編され (第 16 表)、これとならんで本社でも新たに販売部がおかれたのである。⁵⁾

だが、販売組織の整備というのは、販売店や支店の設置に尽きるものではなかった。というのは、染料の販売にあたっては、染色業者に対する染色技術の指導も同時になされねばならなかったからである。⁶⁾ そしてこの点では、ドイツのタール染料企業の場合、2つの方策が採られていた。ベアーが、「消費者相談制度」(the consumer consulting service), 「希望者訓練施設」(the volunteer school) と名づけたものがそれである。前者は、各地域において、専門的訓練をうけた職員が染色や捺染についての問題点について顧客の相談に応じ、彼らを手助けする制度であるが、そうしたことをとおして、販路の

開発、拡大がはかられたのである。⁷⁾ バイヤーの場合、「巡回技術員」(ein technischer Reisender) とよばれる職員が各地に派遣されたが、その数は1892年に6人であったものが、94年には16人に達し、以後年々増大した。⁸⁾ 後者、すなわち「希望者訓練施設」においては、主として染色業者の子弟が、無料で染色技術の訓練を受けたのである。

以上でみてきたような販売組織を活用するために、バイヤーにおいては、1900年ごろには、3年間の修業期間をもつ営業員徒弟制度 (das kaufmännische Lehrlingswesen)⁹⁾ が設置されたことも見のがすことができないであろう。

こうした販売組織と販売活動とは、ドイツのタール染料企業の販路拡大にとって、きわめて大きな役割を果たしたものと推測される。しかし、販売地域が世界的な拡がりをもっていただけに一層のことであるが、それが少なからざる費用を要するものであったことも同様に推測される。したがって、もし何らかの理由によって、こうした組織が期待されたような役割を果たせないとすれば、そうした場合には、それは、企業にとっての1つの負担と感ぜられることになるであろう。そして現に、いくつかの問題が生じつつあったのである。

その第1は、19世紀末葉から各国で高まりつつあった保護関税化の動きである。もっとも、世界中の繊維工業がほとんどすべて、その染料需要をドイツのタール染料工業に依存していた状態のもとでは、染料に対する各国の関税の動きがもつ意味は相対的には減少してくることになろう。しかし、高い関税障壁の背後で染料工業に対する育成策が採られたとすれば、それはドイツのタール染料工業にとって大きな脅威であったはずである。諸企業の営業報告では、関税問題に関心がよせられていたし、¹⁰⁾ ドイツ化学工業利益擁護連盟 (der Verein zur Wahrung der Interessen der chemischen Industrie Deutschlands) の1903年の総会における営業報告では、「今や2, 3の国においては、高関税を、それも染料完製品に対してだけでなく、中間品に対しても課することによって、タール染料工業を自国内にも根づかせようとする努

第 17 表 タール染料価格 (単位: マルク/kg)

年	アニリン染料	アリザリン	フ ク シ ン
1880	10.0	17.5	15.0
85	—	—	10.4
90	4.2	—	—
95	4.0	—	—
1900	3.2	—	4.8
05	2.9	8.3	—

資料: F. A. Heydenreich, a. a. O., S. 237.

力が新たに¹¹⁾なされている」と警戒していたのである。

第 2 の問題はより重大であった。さきの第 14 表によれば、輸出量と輸出額とはともに増大を続けながらも、後者の伸び率は前者のそれを大きく下回っていたのである。これは、染料価格が低下していったことを意味しているが、同様のことが別の推計によっても確認することができる。すなわち、第 17 表によれば、タール染料価格は、1880-1900 年にはほぼ 2 分の 1 から 3 分の 1 にまで下落したのである。こうした価格の低落は、各企業が新製品、新方法の開発を軸としながら相互に競争していくなかで実現したものであったが、その新製品、新方法の開発も無限というわけではなかった。1890 年代には、新製品の開発とその成果とを毎年、誇らしげに語ってきた化学工業利益擁護連盟の営業報告が、1903 年には、「多くの重要な特許がきれるとともに、一連の主要な染料が何処ででも製造されるようになり、他方では、そのおかげで個々の生産者が長期間、重要な製品の販売を独占してきた画期的で包括的な発見がますます少なくなっていく¹³⁾」と報告して、新製品開発が飽和化しつつあることを示唆したのである。

もちろん、こうした過程において、ドイツ・タール染料企業間では、種々の形でカルテルを結成し、価格の低落を阻止しようとする試みがなされた。そこで、その点を個々の事例に即してみることとしよう。

1) 販売機構についての以下の叙述は、個々の事例は別として、以下に拠る。J. J. Beer, *op. cit.*, pp. 91-95; S. H. Higgins, *The Dyeing Industry*. Being a third

edition of "Dyeing in Germany and America", Manchester, 1919, p. 137, 147; H. Baron, *Chemical Industry on the Continent. A Report to the Electors to the Cartside Scholarships*, Manchester, 1909, pp. 43-45; I. Levinstein, "Education and Legislation: their Influence on Trade and Industry", in: *The Journal of the Society of Chemical Industry*, July 15, 1902, p. 898.

- 2) 『染料業界五十有余年』, 同刊行会, 1964年, 413ページ。
- 3) *Die Badische Anilin- & Soda-Fabrik*, Ludwigshafen/R., O. J., S. 16-18; C. Schuster, *Vom Farbenhandel zur Farbenindustrie. Die erste Fusion der BASF*, Ludwigshafen/R., 1973, S. 80-84.
- 4) *Farbwerke vorm. Meister, Lucius & Brüning*, 1863-1913, Höchst/M., 1913, S. 47.
- 5) H. Pinnow, *Werksgeschichte*, S. 103.
- 6) 日本においても, 横浜のアーレンス社内に1896年, ベー・アー・エス・エフの試験室が設置されたのに続いて, 他の染料企業も代理店を設けたが, それについて, 『染料業界五十有余年』は次のように記している。「横浜・神戸以外, 大阪・東京・京都・足利・和歌山・名古屋等には, 外国商館達が, 直属乃至間接の試染設備を開設して, 実需方面の諮問に応答し仕法を教導して貢献したところが多い。やがてその規模の大小を問わず, いやしくも染料商としては, どうしても試験設備をもち, 専門の技術者を雇い入れねばならなくなったのである。」(413ページ) と。輸出額の約5パーセントを占める日本においてすら, 事情はこうだったのである。
- 7) H. Pinnow, *Werksgeschichte*, S. 98-99; ders., *Zur Erinnerung*, S. 105.
- 8) H. Pinnow, *Werksgeschichte*, S. 99.
- 9) *Geschichte und Entwicklung der Farbenfabriken vorm. Friedr. Bayer & Co. Elberfeld in den ersten 50 Jahren*, gedruckt aber nicht veröffentlicht, 1918, S. 347.
- 10) ベー・アー・エス・エフ, ヘヒスト, バイヤーの営業報告では, 1890年代には, ロシアやスペインとの通商関係が注目されているし, 1900年以降の新関税法案の討議に対しても強い関心がはらわれている。
- 11) Protokoll der 26. Generalversammlung des Vereins zur Wahrung der Interessen der chemischen Industrie E. V., in: *Die Chemische Industrie*, 15. Oktober 1903, S. 495.
- 12) 拙稿「ドイツ・タール染料工業の展開」(『土地制度史学』第65号, 1974年), 43ページの第3表を参照。
- 13) Protokoll der 26. Generalversammlung., in: *Die Chemische Industrie*, 15. Oktober 1903, S. 495. なお, この点についてベアーは, 次のように述べている。「1905年までにほとんどすべての可能な色合いが製造されるようになり, そのなか

で重要なもののほとんどすべてが安価で、応用が簡単で、それにきわめて堅牢であった。このことは、すでに市場に出まわっている染料よりも実質的にすぐれた新染料を発見するためには、多大の研究を必要とすることを意味していた。……/すべての染料会社が染料の研究に多額を費しつづけている唯一の理由は、威信という目的のためであり、それは、アメリカの自動車工業に毎年モデル・チェンジを強いるのときわめて似かよっている」と。J. J. Beer, *op. cit.*, p. 123.

3 カルテルの形成

1880年には、バイヤー (Adolf Baeyer, 1835-1917) がインジゴ合成の特許を取得したが、ベー・アー・エス・エフとヘヒストとはこの特許を買いとり、それを工業化するための研究を共同ですすめることとなった¹⁾。第1次インジゴ協定とよばれるこの協定は、直接の成果を生まないまま、90年代半ばには特許の期限切れとともに崩壊したが、これにつづいて81年にはアリザリン協定がむすばれ²⁾、こうして80年代以降には、ドイツ・タール染料工業の分野でも数多くのカルテルが結成されたのである。そのうち若干の事例について、その経緯を辿ることとしよう。

[1] コンゴー連合³⁾

1884年には最初の直接木綿染料コンゴー赤がアグファ (Aktiengesellschaft für Anilin-Fabrikation) から市場に出されたが、翌年、バイヤーでは、デュースベルクがより上質のベンゾプルプリン4Bの開発に成功した。アグファは、このベンゾプルプリン4Bの特許を無効であるとして異議の申し立てを行なったが、86年1月に両社は、ドイッチェ・バンクにおいて和解し、定められた条件のもとで両社がともに、コンゴー赤、ベンゾプルプリン4B、その他の製品を製造、販売することとなった。そしてこの両社は、さらに、同じく直接木綿染料を製造するレオンハルト社 (A. Leonhardt & Co. in Mülheim) をもふくめて、一連の直接木綿染料の販売価格について、コンゴー連合とよばれる協定を結んだのである。

しかし、このコンゴー連合も、当初の目標を十分には達しえなかったようである。すなわち、一方では、エーベルト・ピック社 (die Firma Ewert & Pick zu Berlin) の訴えをはじめ、相次いで生じる特許についての係争が処

第 18 表 直接木綿染料価格 (単位: マルク/kg)

年	ベンゾプルプリン 4 B	ベンゾアズリン	クリゾフェニン
1885	15.00	—	—
90	13.50	12.50	12.50
90年代初	8.00~9.00	—	—
95	5.00~5.50	10.00	—
96	3.50	8.50	6.50
97	3.00	—	4.75
98	1.20~1.50	4.25~4.75	—
1901	—	3.00	—

資料: F. Erban, *Kartelle und Konventionen in der chemischen Industrie*, Gera-Reuss, 1910, S. 16-20.

理されねばならなかったし、他方では、カッセラ (Leopold Cassella & Co.), バイヤー, ペー・アー・エス・エフといった企業が直接木綿染料の製造をはじめたからである。その信憑性についてやや疑問が残るとはいえ、第 18 表は、協定の対象となった製品の価格が 90 年代に急速に下落していったことを示している。この過程で、部分的には、コンゴール連合を補完する個別的な協定も結ばれたが、それらも十分に目的を達成することができず、1898 年には、最初の特許の期限切れとともに、コンゴール連合は崩壊した。

[2] メチレン青⁴⁾協定

メチレン青は、ペー・アー・エス・エフによってドイツで特許が取得された最初の染料であった。この特許によってペー・アー・エス・エフは、ほぼ 10 年間、キャラコ捺染にとって大きな位置を占めるこの染料の製造を独占していたが、1880 年代末にヘヒストが類似の方法を開発したため、両社のあいだで、製造方法の共同利用を中心とする協定が結ばれた。つづいてツィンマー (G. C. Zimmer in Mannheim) やイェーラー (Oehler in Offenbach) もこの製品の製造をはじめてこの協定に参加し、ツィンマーの工場がアグファに売却されて以降はアグファが協定のメンバーとなった。この協定は、その後、新たに開発された電気分解による製造方法を買いとるなどして、その独占的地位の確保をはかった。しかし、90 年代半ばには最初の特許の期限が切

れ、また、スイスの企業がドイツでもこの製品の販売をはじめたために、メチレン青の価格は低落し、協定は実質的な意味を失ってしまった。

[3] ナフトール協定⁵⁾

染料製造の中間製品にあたるナフトールの場合、ベー・アー・エス・エフは自家消費分を製造するにすぎず、ヘヒスト、グリュナウ化学工場 (die Chemische Fabrik Grünau bei Berlin)、イギリスのレヴィンスタイン (Levinstein) の3社がこれを市場に出していた。ドイツの2社間では、ヘヒストの主導のもとに秘密の協定が結ばれていたが、その価格は、第19表にみられるように低下傾向にあった。ただし、それでも、ベーター・ナフトールの製造原価は、1900年には、1キログラムあたりおよそ54 プフェニヒであったという。

第19表

ベーター・ナフトール価格
(単位: マルク/kg)

年	ベーター・ ナフトール
1892	1.30
97	0.97~1.00
98	0.88~0.95
1900	0.86
03	0.83~0.85

資料: F. Erban, a. a. O.,
S. 33-34.

[4] 第2次アリザリン協定⁶⁾

1890年代には、アリザリン染料にかんする特許をめぐる、ベー・アー・エス・エフとバイヤーとのあいだで激しい対立が続いたが、1900年にはそれも解決した。それを基礎として、うえの2社にヘヒストを加えた3社を中心に第2次アリザリン協定が結ばれた。この協定にはイギリス・アリザリン会社 (the British Alizarine Co.) も参加したが、他方において、ノイハウス (Neuhaus in Elberfeld) とガウエ (Gauhe & Co. in Eitorf a. d. Sieg) とは、償却金 (Ablösung) とひきかえにそれまでのアリザリン製造を中止し、従業員はドイツの3企業が引きうけた。また、ヴェーデキント社 (Wedekind & Co. in Ueardingen) は、製造したアリザリンを市場に直接は出さず、協定参加企業に引きわたすこととなった。協定成立後にアリザリンの製造をはじめたレーマー化学工場 (die Chemische Fabrik P. Römer & Co. in Nienburg a. d. Saale) もすぐにその製造を中止したという。第2次アリザリン協定は、このような強力な支配力のもとで、第20表にみられるような価格ひき上げを内容としてふくんでいたが、その後、アリザリン価格は低下した⁷⁾。それが

第20表 アリザリン協定による価格ひきあげ
(単位: 20 パーセント製品, マルク/kg)

製 品	協定前価格	協 定 価 格
ア リ ザ リ ン	0.80	1.30
ア リ ザ リ ン 橙	1.80	1.85
ア ン ト ラ セ ン 褐	1.30	1.50
アリザリン青 (溶)	2.50	3.20
アリザリン青 (不溶)	1.70	2.60

資料: F. Erban, a. a. O., S. 14.

カルテルの価格政策によるものか、それとも他の理由によるのか明らかではない。⁸⁾

[5] インジゴ協定⁹⁾

1897年にベー・アー・エス・エフが、史上はじめて合成インジゴを市場に出し、ヘヒストがそれに続いて以来、両社のあいだでは、第21表に示されるような激しい価格ひきさげの競争が展開された。1901年以降は、ベー・アー・エス・エフの方法をひそかに入手したパーゼルの染料企業、ガイギー (Anilinfarben-und Extraktfabriken vorm. Joh. Rud. Geigy) もまたインジゴ製造を手がけたから、それによって、三つ巴の競争が展開されたのである。1904年には、ガイギーの工場が焼失し、ベー・アー・エス・エフ、ヘヒ

第21表 ベー・アー・エス・エフ、ヘヒストのインジゴ価格
(単位: 20 パーセント製品, マルク/kg)

年	BASF	ヘ ヒ ス ト	備 考
1899	3.00~3.25		
1900	2.20	2.85	製造原価 1.60 マルク
01	2.50	2.40	
	2.30	2.10~2.20	
02	2.00		製造原価 1.00 マルク
03	1.76~1.85	1.75~1.80	
	1.70~1.75		
		1.60	
04	1.50		

資料: F. Erban, a. a. O., S. 37-39.

ストの2社間でインジゴについての価格協定が成立した。100パーセント製品、1キログラムあたり、7.30～9.00 マルクというのが協定価格であった。

タール染料の分野では、以上のほかにも多くのカルテルが成立した。¹⁰⁾これらに共通している特徴は、第1に、コンゴー連合やメチレン青の場合にはっきりとみられたように、カルテルが特許の共同利用と密接に結びついていたことである。そのために、カルテルが特許の期限切れとともに消滅する、といったことがしばしばみられた。これによってカルテルの意義が限られたものとなったことは明らかである。だがそれだけではなかった。こうしたカルテルの外部で、ある企業が類似の製品を、あるいは同一製品を製造する他の方法を開発すると、その度毎に問題が生じた。その企業をカルテルに参加させるか、その特許を買いとるか、それができずに特許についての係争が生じるか、カルテルはこうした問題にしばしば直面させられた。これは、カルテルにとってはやっかいな問題であり、また、アウトサイダー出現の可能性をも意味していたから、こうしたことによってもカルテルは、その意義を著しく減殺されたのである。

さまざまな染料を対象として成立したカルテルの構成メンバーが、カルテル毎にまちまちであったこと、これが、ドイツ・タール染料工業におけるカルテルの第2の特徴である。製品数が多く、しかも、それらが、相次ぐ開発、改良によって内容を変化させていく場合、1つのカルテルのもつ効力はおのずから限られたものとならざるをえないし、同時に他方では、多品種の製品を製造している企業の側からいえば、そのカルテルがもつ意味は相対的には小さくなっていく。ところが現実には、このことに加えて、諸企業は、相互に共通な分野をもちながらも、他方ではそれぞれに独自の領域をもっていたから——カルテル毎に構成メンバーが異なっていたのはこのことの反映であった——、1企業にとってのカルテルの意義は、この点でも限定されたものだったのである。

こうして、ドイツのタール染料工業においては、カルテルは必ずしも有効

な規制力を発揮しえなかったのである。カルテルによって規制されている製品価格が低落をつづけたことに、このことは端的に示されている。しかし、ベーター・ナフトールやインジゴ (第 21 表) の場合には、価格の低落にもかかわらず、それでもなお収益が確保されていたのである。染料価格の低落が諸企業にとっていかなる意味をもっていたのか、さらに検討されねばならない。

- 1) *Farbwerke vorm. Meister, Lucius & Brüning 1863-1913*, Höchst/M., 1913, S. 31; F. Erban, *Kartelle und Konventionen in der chemischen Industrie*, Gera-Reuss, 1910, S. 35-36.
- 2) アリザリン協定の成立, 内容, 意義については, 拙稿「1870年代のドイツ・タール染料工業」(『彦根論叢』第160号, 1973年), 113-114ページ; 前掲, 拙稿「展開」, 41ページを参照。
- 3) コンゴール連合については, 以下の文献に拠る。H. Pinnow, *Werksgeschichte*, S. 67-78; C. Duisberg, *Meine Lebenserinnerungen*, Leipzig, 1933, S. 42-48 (和田野基訳・編『ドイツ染料工業の建設者 カール・ドイスベルク』, 産業科学社, 1958年, 66-76ページ); F. Erban, a. a. O., S. 15-21; F. Bindernagel, *Die Zusammenschlußbewegung in der chemischen Großindustrie künstlicher Farbstoffe (Teerfarbenindustrie)*, Diss., Frankfurt/M., 1923, S. 27-28; R. Sonnemann, *Der Einfluß des Patentwesens auf die Herausbildung von Monopolen in der deutschen Teerfarbenindustrie (1877-1904)*, Habilitationsschrift, Halle/Saale, 1963, S. 208-209. 但し, ビンダーナーゲルは, カルテル形成史にかんする部分については, はほぼ全面的にエルバンに依拠している。そのエルバンは, コンゴール赤をバイヤーの製品であるとしているが, これは, デュースベルクの自伝, バイヤーの社史などにてらして, 誤まりであろうと思われる。エルバンの著書は, タール染料工業の分野において成立したカルテルについて, 詳細な叙述をふくんでいるが, これに類する誤まり(であろうと思われること)が散見される。
- 4) メチレン青協定については, 次の文献に拠る。F. Erban, a. a. O., S. 29-31; F. Bindernagel, a. a. O., S. 30-31; R. Sonnemann, a. a. O., S., 204-205, 244.
- 5) ナフトール協定については, F. Erban, a. a. O., S. 33-34; F. Bindernagel, a. a. O., S. 32 に拠る。
- 6) 第2次アリザリン協定については, 主として以下の文献に拠る。H. Pinnow, *Werksgeschichte*, S. 86-87; F. Erban, a. a. O., S. 13-15; R. Sonnemann, a. a. O., S. 246-248; Jacobi (Hrsg.), a. a. O., S. 27.
- 7) ティッセンによれば, アリザイン価格は, 1キログラムあたり (おそらく100パー

- セント製品), 1902 年の 6.30 マルクから 1908 年には 1.78 マルクにまで低下した。F. Thissen, *Die Stellung der deutschen Teerfarbenindustrie in der Weltwirtschaft (vor, in und nach dem Kriege)*, Diss., Gießen, 1922, S. 26.
- 8) ティッセンのうえの数字をひいたペアーは、この価格低下がカルテルの意図的な政策の結果であるとし、その埋めあわせは他のカルテルによってなされた、と解釈している。しかし、協定成立時の価格引き上げ、これまでみてきた他のカルテルの状況などから考えて、この解釈には無理があるように思われる。J. J. Beer, *op. cit.*, pp. 120-121.
- 9) このインジゴ協定については、F. Erban, a. a. O., S. 35-41; R. Sonnemann, a. a. O., S. 249-256; H. Pinnow, *Zur Erinnerung*, S. 91-94.
- 10) タール染料や薬品の分野で成立したカルテルについては、以上であげたほかに、以下の文献でも扱われている。H. Kretzschmar, *Die Kartellbewegung in der chemischen Industrie*, Diss., Heidelberg, 1921; H. Stube, *Über die Arten und Formen der Kartelle sowie Interessengemeinschaften in der deutschen chemischen Industrie*, Diss., Greifswald, 1921.

4. 利潤の動向

ドイツ・タール染料工業を代表する 3 企業、ペー・アー・エス・エフ、ヘヒスト、バイヤーの貸借対照表の推移は、第 22, 23, 24 表のとおりである。これらによると、ペー・アー・エス・エフ、ヘヒストの資産総額は、1894～1903 年の 10 年間でほぼ 2 倍に増大し、バイヤーのそれは、同期間に 2.6 倍の増大を示した。いずれも、これらの企業の急成長を反映したものといえよう。

さらに立入って、まず、資産の側をみると、ペー・アー・エス・エフ、ヘヒストの場合、固定設備の増大テンポは資産総額のそれを上回っている。相次ぐ新製品開発、製造方法の改良を基礎としながら、工場の新設、拡張が積極的に行なわれたことがここに示されている。この 2 社以上の急成長を遂げたバイヤーにおいて、固定設備の増大が相対的に小さいことは、一見奇異な印象を与えるが、それは、のちに考察するように、同社の減価償却政策によるところが大きいと思われる。固定設備とならんで大きな割合を占めるのが、原料、半製品、完製品といった棚卸資産である。これは、ひとつには、価格変動などによる影響を免れるために多くの原料在庫が存在していたこと

第22表 ベー・アー・エス・エスの貸借対照表

(単位: 百万マルク)

年	現金・手形	証 券	諸 債 権	棚卸資産	固定設備	資産総額	諸 負 債	社 債	福利基金	資 本 金	積 立 金	利 益	そ の 他
1884	0.40 (1)	0.23 (1)	7.33 (27)	10.61 (39)	8.35 (31)	26.93(100)	2.62 (10)	—	0.34 (1)	16.50 (61)	2.52 (9)	4.95 (18)	0.00 (0)
85	1.07 (4)	0.24 (1)	6.70 (26)	9.72 (38)	7.74 (30)	25.46(100)	1.36 (5)	—	0.38 (1)	16.50 (65)	2.76 (11)	4.45 (18)	0.00 (0)
86	2.98 (11)	0.43 (2)	6.92 (25)	9.59 (35)	7.33 (27)	27.27(100)	1.75 (6)	—	0.40 (1)	16.50 (61)	3.41 (13)	5.22 (19)	0.00 (0)
87	1.23 (4)	0.30 (1)	8.85 (31)	10.80 (38)	7.26 (25)	28.45(100)	2.42 (9)	—	0.25 (1)	16.50 (58)	3.66 (13)	5.61 (20)	0.00 (0)
88	1.58 (5)	0.30 (1)	8.76 (28)	11.66 (38)	8.18 (27)	30.49(100)	3.97 (13)	—	0.30 (1)	16.50 (54)	3.95 (13)	5.77 (19)	0.00 (0)
89	1.40 (4)	0.30 (1)	9.42 (30)	11.49 (37)	8.78 (28)	31.40(100)	3.27 (10)	—	0.35 (1)	16.50 (53)	4.51 (14)	6.77 (22)	0.00 (0)
90	1.58 (5)	0.36 (1)	9.84 (29)	12.32 (40)	9.31 (28)	33.40(100)	4.24 (13)	—	0.46 (1)	16.50 (49)	4.88 (15)	7.31 (22)	0.00 (0)
91	1.46 (4)	0.30 (1)	9.64 (29)	13.07 (39)	9.13 (27)	33.60(100)	3.98 (12)	—	0.56 (2)	16.50 (49)	5.30 (16)	7.26 (22)	0.01 (0)
92	3.23 (9)	0.30 (1)	10.96 (30)	13.32 (36)	8.92 (24)	36.73(100)	5.19 (14)	—	0.67 (2)	16.50 (45)	5.71 (16)	8.65 (24)	0.01 (0)
93	3.02 (8)	0.30 (1)	9.31 (25)	14.19 (38)	10.21 (27)	37.65(100)	5.36 (14)	—	0.88 (2)	16.50 (44)	6.27 (17)	8.64 (23)	0.01 (0)
94	2.99 (8)	0.30 (1)	9.39 (25)	13.98 (37)	11.18 (30)	37.85(100)	5.21 (14)	—	0.99 (3)	16.50 (44)	6.80 (18)	8.34 (22)	0.00 (0)
95	2.83 (7)	0.30 (1)	10.44 (26)	13.49 (34)	12.64 (32)	39.70(100)	5.95 (15)	—	1.10 (3)	16.50 (42)	7.29 (18)	8.86 (22)	0.00 (0)
96	0.73 (2)	0.30 (1)	10.31 (25)	16.30 (39)	14.35 (34)	41.99(100)	7.46 (17)	—	1.21 (3)	16.50 (39)	7.81 (19)	9.00 (21)	0.00 (0)
97	2.53 (6)	0.89 (2)	10.84 (24)	16.77 (36)	14.95 (33)	45.96(100)	5.93 (13)	—	1.32 (3)	18.00 (39)	12.00 (26)	8.72 (19)	0.01 (0)
98	0.71 (1)	0.89 (2)	10.74 (22)	18.55 (38)	17.74 (36)	48.62(100)	7.45 (15)	—	1.43 (3)	18.00 (37)	12.47 (26)	9.27 (19)	0.01 (0)
99	0.74 (1)	0.89 (2)	12.97 (23)	19.14 (34)	21.92 (39)	55.61(100)	7.26 (13)	—	1.54 (3)	19.80 (36)	17.36 (31)	9.65 (17)	0.00 (0)
1900	1.06 (2)	1.28 (2)	12.47 (19)	23.73 (36)	27.82 (42)	66.37(100)	12.65 (19)	—	1.66 (3)	21.00 (32)	20.81 (31)	10.24 (15)	0.01 (0)
01	2.39 (3)	2.37 (3)	14.45 (20)	24.17 (33)	29.44 (40)	72.83(100)	8.23 (12)	10.00 (14)	1.78 (2)	21.00 (29)	20.81 (29)	10.78 (15)	0.24 (0)
02	7.22 (10)	2.37 (3)	13.30 (18)	23.03 (30)	29.98 (39)	75.90(100)	9.81 (13)	10.00 (13)	1.90 (3)	21.00 (28)	20.81 (27)	12.16 (16)	0.24 (0)
03	7.64 (10)	2.37 (3)	12.76 (16)	24.24 (31)	31.09 (40)	78.10(100)	11.47 (15)	10.00 (13)	2.01 (3)	21.00 (27)	20.81 (27)	12.57 (16)	0.24 (0)

資料: Bericht des Vorstandes der Badischen Anilin-& Soda-Fabrik.

第23表 ヘヒストの貸借対照表

(単位: 百万マルク)

年	現金・手形	諸 債 権	棚卸資産	固定設備	資産総額	諸 負 債	配当未払金	社 債	福利基金	資 本 金	積 立 金	利 益
設立時	0.52 (5)	1.95 (19)	4.99 (48)	2.98 (29)	10.44(100)	1.79 (17)	—	—	0.15 (1)	8.50 (81)	—	—
1880	0.37 (3)	2.23 (18)	6.44 (51)	3.64 (29)	12.67(100)	2.61 (21)	—	—	0.16 (1)	8.50 (67)	—	1.40 (11)
81	0.72 (5)	2.28 (15)	6.97 (47)	4.98 (33)	14.95(100)	2.63 (18)	—	—	0.17 (1)	9.82 (66)	0.05 (0)	2.28 (15)
82	0.72 (4)	3.42 (20)	7.10 (42)	5.11 (33)	16.73(100)	1.64 (10)	0.00 (0)	—	0.17 (1)	12.00 (72)	0.25 (1)	2.69 (16)
83	0.41 (2)	1.56 (10)	8.11 (49)	6.34 (39)	16.41(100)	1.80 (11)	—	—	0.17 (1)	12.00 (73)	0.46 (2)	1.98 (12)
84	0.72 (4)	1.51 (9)	7.75 (47)	6.55 (40)	16.54(100)	2.02 (12)	—	—	0.23 (1)	12.00 (73)	0.56 (3)	1.72 (10)
85	0.82 (5)	1.36 (8)	7.40 (45)	6.71 (41)	16.29(100)	2.64 (16)	—	—	0.28 (2)	12.00 (74)	0.67 (4)	0.70 (4)
86	0.63 (4)	2.41 (15)	6.89 (42)	6.33 (39)	16.26(100)	1.88 (12)	—	—	0.33 (2)	12.00 (74)	0.73 (4)	1.31 (8)
87	0.52 (3)	4.04 (23)	7.15 (41)	5.53 (32)	17.24(100)	1.78 (10)	—	—	0.38 (2)	12.00 (70)	0.83 (5)	2.25 (13)
88	0.48 (3)	4.76 (26)	7.94 (43)	5.37 (30)	18.55(100)	2.19 (12)	—	—	0.45 (2)	12.00 (65)	1.03 (6)	2.88 (16)
89	0.95 (5)	7.30 (36)	7.00 (35)	4.85 (24)	20.10(100)	2.03 (10)	—	—	0.49 (2)	12.00 (60)	1.33 (7)	4.24 (21)
90	0.89 (4)	6.41 (30)	9.05 (42)	5.19 (24)	21.55(100)	1.91 (9)	0.00 (0)	—	0.55 (3)	12.00 (56)	1.87 (9)	5.21 (24)
91	0.98 (4)	5.59 (24)	9.19 (40)	5.09 (22)	22.85(100)	2.52 (11)	0.00 (0)	—	0.62 (3)	12.00 (53)	2.50 (11)	5.21 (23)
92	3.60 (15)	7.57 (31)	8.23 (34)	4.80 (20)	24.20(100)	3.18 (13)	0.00 (0)	—	0.73 (3)	12.00 (50)	3.00 (12)	5.28 (22)
93	3.97 (15)	7.41 (29)	8.90 (35)	5.44 (21)	25.71(100)	3.50 (14)	0.01 (0)	—	0.92 (4)	12.00 (47)	3.15 (12)	6.13 (24)
94	3.56 (14)	6.42 (26)	9.35 (38)	5.63 (23)	24.76(100)	3.21 (13)	0.00 (0)	—	0.12 (0)	12.00 (48)	3.31 (13)	6.11 (25)
95	5.42 (18)	9.62 (33)	8.33 (28)	6.24 (21)	29.60(100)	4.46 (15)	0.01 (0)	—	0.17 (1)	15.00 (51)	3.77 (13)	6.19 (21)
96	5.51 (18)	7.67 (26)	9.78 (33)	6.94 (23)	29.90(100)	3.63 (12)	0.00 (0)	—	0.46 (2)	15.00 (50)	3.97 (13)	6.83 (23)
97	4.51 (14)	8.25 (26)	9.83 (32)	8.60 (28)	31.19(100)	5.66 (18)	0.01 (0)	—	0.21 (1)	15.00 (48)	4.17 (13)	6.14 (20)
98	3.23 (10)	7.12 (22)	11.62 (36)	10.27 (32)	32.24(100)	6.34 (20)	0.01 (0)	—	0.40 (1)	15.00 (47)	4.37 (14)	6.11 (19)
99	4.15 (11)	9.25 (26)	12.44 (34)	10.35 (29)	36.19(100)	4.45 (12)	0.01 (0)	—	0.22 (1)	17.00 (47)	8.63 (24)	5.58 (15)
1900	5.99 (16)	4.19 (11)	14.65 (39)	12.26 (33)	37.09(100)	6.36 (17)	0.01 (0)	—	0.31 (1)	17.00 (46)	8.63 (23)	4.76 (13)
01	5.40 (13)	5.92 (14)	15.78 (39)	13.74 (34)	40.84(100)	4.29 (11)	0.00 (0)	6.00 (15)	0.51 (1)	17.00 (42)	8.63 (21)	4.41 (11)
02	5.43 (12)	8.91 (20)	15.36 (34)	15.66 (35)	45.36(100)	4.35 (10)	0.00 (0)	10.00 (22)	0.69 (2)	17.00 (37)	8.75 (19)	4.57 (10)
03	6.19 (13)	8.20 (17)	17.74 (37)	16.41 (34)	48.54(100)	6.68 (14)	0.00 (0)	10.00 (21)	0.86 (2)	17.00 (35)	8.90 (18)	5.10 (11)

資料: Bericht des Vorstandes der Farbwerte vorm. Meister Lucius & Brüning in Hoechst am Main.

第24表 バイヤーの貸借対照表

(単位: 百万マルク)

年	現金・手形	支店・参与	諸 債 権	棚卸資産	固定設備	資産総額	諸 負 債	社 債	福利基金	資 本 金	積 立 金	利 益	そ の 他
1882.6	0.37 (4)	—	2.58 (26)	3.62 (37)	3.31 (34)	9.88(100)	3.37 (34)	—	—	5.40 (55)	0.03 (0)	1.08 (0)	—
83.6	0.40 (4)	—	1.93 (21)	3.70 (39)	3.55 (36)	9.60(100)	2.96 (31)	—	—	5.40 (56)	0.13 (1)	1.08 (0)	—
84.6	0.49 (5)	0.25 (2)	1.66 (17)	4.10 (39)	3.89 (37)	10.39(100)	2.50 (24)	0.38 ¹⁾ (4)	—	6.60 (64)	0.27 (3)	0.60 (6)	0.06 (1)
85.6	0.49 (4)	0.34 (3)	1.62 (15)	4.65 (42)	4.00 (36)	11.10(100)	2.57 (23)	0.38 ¹⁾ (3)	—	7.50 (68)	0.59 (5)	0.00 (0)	—
85	0.69 (6)	0.32 (3)	1.45 (14)	4.11 (38)	4.13 (39)	10.71(100)	2.51 (23)	0.38 ¹⁾ (4)	—	7.50 (70)	0.31 (3)	0.01 (0)	—
86	0.68 (6)	0.38 (3)	1.73 (14)	4.59 (38)	4.69 (39)	12.07(100)	3.12 (26)	0.38 ¹⁾ (3)	—	7.50 (62)	0.31 (3)	0.76 (6)	—
87	0.57 (5)	0.34 (3)	1.95 (16)	4.69 (38)	4.95 (40)	12.50(100)	2.77 (22)	0.38 ¹⁾ (3)	—	7.50 (60)	0.59 (4)	1.25 (10)	—
88	0.69 (5)	0.43 (3)	2.34 (17)	5.47 (40)	4.63 (34)	13.57(100)	3.17 (23)	0.38 ¹⁾ (3)	—	7.50 (55)	0.78 (6)	1.75 (13)	—
89	1.11 (8)	0.39 (3)	2.29 (16)	5.79 (40)	4.43 (31)	14.37(100)	1.60 (11)	—	—	9.00 (63)	1.47 (10)	2.29 (16)	—
90	0.51 (3)	0.78 (5)	2.52 (16)	6.98 ²⁾ (44)	4.96 (31)	15.76(100)	2.71 (17)	—	0.10 (1)	9.00 (57)	1.47 (9)	2.47 (16)	—
91	1.04 (6)	0.52 (3)	2.86 (17)	7.26 (44)	4.75 (29)	16.42(100)	0.46 (3)	3.00 (18)	0.20 (1)	9.00 (55)	1.47 (9)	2.25 (14)	—
92	1.13 (6)	0.28 (2)	2.66 (15)	8.54 (48)	5.09 (29)	17.70(100)	1.54 (9)	3.00 (17)	0.31 (2)	9.00 (51)	1.47 (8)	2.43 (13)	—
93	1.55 (9)	0.11 (1)	2.67 (15)	8.36 (48)	4.55 (26)	17.25(100)	0.96 (6)	2.96 (17)	0.41 (2)	9.00 (52)	1.47 (9)	2.42 (14)	—
94	2.37 (13)	0.10 (1)	2.82 (15)	8.55 (47)	4.52 (25)	18.37(100)	1.93 (11)	2.91 (16)	0.52 (3)	9.00 (49)	1.47 (8)	2.49 (14)	—
95	2.52 (13)	—	3.35 (17)	8.86 (46)	4.45 (23)	19.19(100)	2.32 (12)	2.87 (15)	0.64 (3)	9.00 (47)	1.47 (8)	2.86 (15)	—
96	4.81 (19)	—	4.11 (16)	11.30 (44)	5.38 (21)	25.61(100)	4.85 (19)	2.82 (11)	0.76 (3)	11.00 (43)	3.21 (13)	2.93 (11)	—
97	4.31 (16)	—	4.88 (18)	13.01 (47)	5.33 (19)	27.52(100)	6.66 (24)	2.77 (10)	0.68 (2)	11.00 (40)	3.21 (12)	3.17 (12)	—
98	9.18 (26)	—	5.72 (16)	14.69 (42)	5.74 (16)	35.33(100)	7.12 (20)	8.00 (23)	0.74 (2)	12.00 (34)	4.11 (12)	3.27 (9)	—
99	7.91 (22)	—	5.94 (16)	14.60 (40)	7.63 (21)	36.07(100)	7.64 (21)	8.00 (22)	0.84 (2)	12.00 (33)	4.11 (11)	3.40 (9)	—
1900	3.54 (10)	—	6.70 (18)	17.68 (48)	8.65 (24)	36.55(100)	7.93 (22)	7.89 (22)	0.96 (3)	12.00 (33)	4.11 (11)	3.58 (10)	—
01	9.10 (22)	—	7.52 (18)	15.76 (38)	9.19 (22)	41.58(100)	8.64 (21)	7.77 (19)	1.16 (3)	14.00 (34)	5.77 (14)	4.16 (10)	—
02	14.75 (34)	—	7.39 (17)	12.96 (30)	8.73 (20)	43.78(100)	9.16 (21)	7.64 (17)	1.36 (3)	14.00 (32)	6.42 (15)	5.11 (12)	—
03	17.80 (38)	—	7.07 (15)	12.11 (26)	9.89 (21)	46.86(100)	9.19 (20)	7.52 (16)	1.88 (4)	14.00 (30)	8.16 (17)	6.03 (13)	—

註: 1) 抵当負債

資料: Farbenfabriken vorm. Friedr. Bayer & Co. Elberfeld. Bericht der Direction und des Aufsichtsrathes.

に、またひとつには、世界各地に散在した支店や販売店で多量の在庫がかかえられていたことによるのであろう。しかし、この棚卸資産の増大テンポは相対的には小さい。これに対して、現金・手形は、企業毎に大きな差異があり、また、同一企業においてもかなり激しく変動しながら、全体としては著しい増大を示している。そして、現金・手形に諸債権を加えると、それは、いずれの企業においても、1880年代末以降、諸負債額をはるかに凌いでいた。ここでとりあげた3企業の収益性がきわめて良好であったことの一端をここに垣間見ることができる。

つづいて、資本・負債の側をみれば、時期が下がるにしたがって、増資や社債発行が頻繁になっていることが目を惹く¹⁾。企業の発展にともなって、外部からの資本調達次第に要請されてきたものと考えられる。とはいえ、それらが資本・負債総額に占める割合は、むしろ減少する傾向を示している。これに対して、最も目立った増大を示したのが積立金であり、利益の占める割合も、1880年代後半以降、概して大きい。これらもまた、3企業の高収益を特徴づける指標であるといえよう。

しかし、90年代末から、利益の占める割合は、わずかながら減少を示している。この点を一層掘りさげて検討するために、3社の損益計算書および利益処分を整理すると、第25、26、27表が得られる。ここでは、書類作成基準の相違や変更がみられるが、なかでも注目されるのが減価償却のとり扱いである。すなわち、ベー・アー・エス・エフでは利益処分の形で減価償却がなされているのに対して、ヘヒストとバイヤーとにおいては、粗利益から諸費用とならんで減価償却を控除して純益金を算定している²⁾。また、両社においては、そうした純益からさらに、特別償却が行なわれている年もある。そこで、基準をそろえるために、ベー・アー・エス・エフで利益として計上されているものから減価償却額をさし引いて、ヘヒスト、バイヤーでの純益に相当するものを算出しよう(第25表)。そして、3社のそれぞれの数字が、それぞれの資本金、自己資本(資本金+積立金+利益)に対して占める比率——資本金利益率と自己資本利益率——を出してみると、第28表のような

第25表 ベー・アー・エス・エフの損益関係諸指標

(単位: 百万マルク)

年	粗利益	諸費用	利益	前年からの 繰越し	減価償却	役員報酬	積立金	配当(配当率)	繰越し	利益-減 価償却
1884	5.42	1.01	4.40	0.54	1.14	0.49	0.24	2.31 (14)	0.76	3.26
85	4.73	1.00	3.74	0.71						
86	5.38	0.95	4.43	0.79	1.10	0.50	0.25	2.48 (15)	0.89	3.33
87	5.77	0.97	4.79	0.82	1.09	0.58	0.29	2.64 (16)	1.02	3.70
88	5.89	1.07	4.82	0.95	1.23	0.55	0.28	2.75 (16 $\frac{2}{3}$)	0.97	3.59
89	6.92	1.05	5.87	0.90	1.32	0.74	0.37	3.30 (20)	1.03	4.55
90	7.52	1.11	6.40	0.91	1.40	0.84	0.42	3.63 (22)	1.03	5.00
91	9.36	1.19	6.35	0.91	1.37	0.79	0.42	3.63 (22)	1.05	4.98
92	9.02	1.30	7.72	0.93	1.34	1.07	0.56	4.46 (27)	1.24	6.38
93	9.03	1.33	7.70	0.94	1.53	1.04	0.53	4.46 (27)	1.08	6.17
94	8.93	1.54	7.39	0.95	1.68	0.97	0.49	4.13 (25)	1.08	5.71
95	9.46	1.56	7.90	0.96	1.90	1.02	0.52	4.29 (26)	1.13	6.00
96	9.75	1.73	8.02	0.98	2.15					5.87
97	9.67	1.87	7.80	0.92	2.24					5.56
98	10.42	1.95	8.47	0.80	2.66					5.81
99	11.15	2.17	8.98	0.67	2.78					6.20
1900	12.41	2.78	9.63	0.62	3.52					6.11
01	13.84	3.72	10.12	0.65	4.03					6.09
02	15.20	3.72	11.49	0.67	4.50					6.99
03	15.48	3.80	11.68	0.89	4.66					7.02

註 1) 空欄は資料の欠除による。

2) 繰越しにあらわれる誤差が何によるのか不明。

資料: 第22表に同じ。

第26表 ヘヒストの損益関係諸指標

(単位: 百万マルク)

年	粗利益	利子・租税・欠損	減価償却	福利基金賞与	純益	前年からの繰越し	役員報酬	積立金	配当(配当率)	福利基金	特別償却	繰越し
1880	1.98	0.07	0.50	—	1.40	—						0.01
81	2.83	0.08	0.48	—	2.28	0.01	0.59	0.20	1.47 (15)	—	—	0.03
82	3.47	0.08	0.73	—	2.66	0.03	0.70	0.21	1.76 (16)	—	—	0.02
83	2.85	0.06	0.83	—	1.96	0.02	0.35	0.41	1.20 (10)	—	—	0.02
84	2.55	0.01	0.84	—	1.70	0.02	0.22	0.11	1.20 (10)	0.05	—	0.14
85	1.40	0.00	0.84	—	0.56	0.14	—	0.06	0.60 (5)	0.02	—	0.02
86	2.20	0.01	0.83	0.06	1.30	0.02	0.12	0.10	0.96 (8)	0.03	—	0.10
87	3.12	0.02	0.90	0.05	2.15	0.10	0.27	0.20	1.68 (14)	0.03	—	0.07
88	3.83	0.02	0.91	0.09	2.81	0.07	0.38	0.30	1.92 (16)	0.03	—	0.24
89	5.44	0.00	1.34	0.09	4.00	0.24	0.64	0.54	2.64 (22)	0.06	—	0.36
90	6.63	0.02	1.66	0.11	4.85	0.36	0.85	0.63	3.00 (25)	0.26	—	0.48
91	6.23	0.00	1.35	0.15	4.73	0.48		0.50				0.48
92	6.52	0.21	1.34	0.16	4.80	0.48	0.84	0.15	3.12 (26)	0.33	0.10	0.74
93	7.58	0.32	1.67	0.12	5.42	0.71	0.96	0.16	3.36 (28)	0.55	0.10	1.00
94	7.11	0.30	1.51	0.17	5.11	1.00	0.84	0.47	3.36 (28)	0.45	—	0.99
95	6.92	0.35	1.20	0.17	5.20	0.99	0.90	0.20	3.78 (28)	0.31	—	1.00
96	7.75	0.37	1.37	0.19	5.83	1.00	1.02	0.20	4.20 (28)	0.30	0.12	0.99
97	6.96	0.32	1.32	0.13	5.15	0.99	0.88	0.20	3.90 (26)	0.18	0.08	0.90
98	7.21	0.38	1.44	0.19	5.21	0.90	0.91	0.20	3.90 (26)	0.18	—	0.92
99	7.18	0.39	1.64	0.20	4.96	0.92	0.76	—	4.16 (26)	0.13	—	0.83
1900	6.33	0.41	1.78	0.21	3.93	0.83	0.65	—	3.40 (20)	0.10	—	0.61
01	6.46	0.46	1.98	0.22	3.79	0.61	0.62	—	3.40 (20)	0.10	—	0.28
02	7.29	0.45	2.30	0.26	4.29	0.28	0.70	—	3.40 (20)	0.10	—	0.37
03	7.95		2.52		4.73	0.37	0.72	—	3.40 (20)	0.15	—	0.82

註 1) 空欄は資料の欠除による。

2) 1892, 93年の繰越しの誤差が何に拠るのか不明。

資料: 第23表に同じ。

第27表 バイヤーの損益関係諸指標

(単位: 百万マルク)

年	粗利益	諸費用・利子	減価償却	福利基金 賞与	純益	前年からの 繰越し	役員報酬	積立金	配当(配当率)	福利基金 賞与	特別償却	繰越し
1882.6	1.78	0.36	0.20	—	1.23	—	0.12	0.03	1.08 (20)	—	—	0.00
83.6	2.05	0.37	0.31	—	1.38	0.00	0.14	0.13	1.08 (20)	—	—	0.03
84.6	1.36	0.40	0.25	—	0.70	0.03	0.06	0.08	0.53 (8)	—	—	0.07
85.6	1.12	0.57	0.28	—	0.27	0.07	0.06	0.28	—	—	—	—
85	0.39	0.23	0.14	—	0.01	—	—	—	—	—	—	0.01
86	1.60	0.50	0.35	—	0.75	0.01	0.08	0.28	0.30 (4)	0.03	—	0.07
87	2.12	0.57	0.36	—	1.18	0.07	0.12	0.19	0.53 (7)	0.04	0.30	0.07
88	2.71	0.69	0.34	—	1.68	0.07	0.17	0.08	0.90 (12)	0.05	0.50	0.04
89	3.26	0.71	0.31	—	2.24	0.04	0.24	0.15	1.35 (15)	0.16	0.35	0.03
90	3.45	0.69	0.32	—	2.44	0.03	0.25	—	1.53 (17)	0.16	0.50	0.04
91	3.34	0.83	0.30	—	2.21	0.04	0.20	—	1.62 (18)	0.17	0.20	0.06
92	3.75	1.07	0.41	—	2.28	0.06	0.21	—	1.62 (18)	0.17	0.25	0.09
93	4.03	1.18	0.52	—	2.34	0.09	0.22	—	1.62 (18)	0.18	0.30	0.10
94	4.26	1.18	0.69	—	2.39	0.10	0.24	—	1.62 (18)	0.19	0.30	0.14
95	4.85	1.15	0.97	—	2.72	0.14	0.26	—	1.62 (18)	0.20	0.60	0.18
96	5.34	1.29	1.29	—	2.75	0.18	0.27	—	1.62 (18)	0.20	0.60	0.24
97	6.04	1.49	1.46	0.16	2.94	0.24	0.29	—	1.98 (18)	—	0.60	0.30
98	6.43	1.69	1.61	0.17	2.97	0.30	0.30	—	1.98 (18)	—	0.60	0.39
99	6.93	1.84	1.84	0.24	3.01	0.39	0.13	—	2.16 (18)	—	0.60	0.51
1900	7.29	2.08	1.89	0.24	3.08	0.51	0.13	—	2.16 (18)	—	0.60	0.69
01	7.95	2.30	1.98	0.20	3.48	0.69	0.17	0.65	2.60 (20)	—	—	0.75
02	8.95	2.32	2.06	0.20	4.36	0.75	0.20	0.80	3.08 (22)	0.20	—	0.83
03	9.93	2.40	2.03	0.30	5.20	0.83	0.24	1.25	3.50 (25)	0.20	—	0.84

資料: 第24表に同じ。

第 28 表 ベー・アー・エス・エフ、ヘヒスト、バイヤー利益率

(単位: パーセント)

年	ベー・アー・エス・エフ		ヘ ヒ ス ト		バ イ ヤ ー	
	資 本 金 率 利 益 率	自 己 資 本 利 益 率	資 本 金 率 利 益 率	自 己 資 本 利 益 率	資 本 金 率 利 益 率	自 己 資 本 利 益 率
1882			22.2	17.8	22.8	
83			16.3	13.6	25.6	
84	19.8	14.3	14.2	11.9	10.6	
85	20.2		4.7	4.2	3.6	
86	22.4	13.6	10.8	9.3	10.0	8.8
87	21.8	15.1	17.9	14.3	15.7	12.6
88	27.6	13.8	23.4	17.7	22.4	16.7
89	30.3	16.9	33.3	22.8	24.9	17.6
90	30.2	18.1	40.4	25.4	27.1	18.9
91	38.7	17.1	39.4	24.0	24.6	17.4
92	37.4	21.8	40.0	23.7	25.3	17.8
93	38.8	20.5	45.2	25.5	26.0	18.2
94	34.6	19.1	42.6	23.9	26.6	18.4
95	36.4	19.5	34.7	20.8	30.2	20.4
96	35.6	18.8	38.9	22.6	25.0	16.0
97	30.9	15.2	34.3	20.3	26.7	16.9
98	32.3	15.7	34.7	20.4	24.8	15.3
99	31.3	14.1	29.2	15.9	25.1	15.4
1900	29.1	12.6	23.1	12.9	25.7	15.6
01	29.0	12.5	22.3	12.6	24.9	14.5
02	33.3	14.1	25.2	14.1	31.1	17.1
03	33.4	14.1	27.8	15.1	37.1	18.4

資料: 第 22, 23, 24 表に同じ。

数字が得られる。ここでも、3 企業の収益性がきわめて良好であったことが確認されるが、他方では次のこともまた明らかとなる。すなわち、3 企業の自己資本利益率は、90 年代後半から漸落傾向を示し、1901 年を底として、02, 03 年にはやや回復しているのである。そして、この回復の兆しは、バイヤーにおいてははっきりとみられるが、他の 2 社の場合には微弱である。

もっとも、うえのことからも明らかなように、純益の大きさは減価償却によって大きく左右されるから、この点もみておかねばならない。減価償却額の固定設備額に対する比率の推移を各企業毎に算出した第 29 表によると、

第 29 表 ベー・アー・エス・エフ、ヘヒスト、バイヤーの減価償却率
(単位: パーセント)

年	BASF	ヘ ヒ ス ト	バ イ ヤ ー
1884	13.7	12.8	6.4
85		12.5	
86	15.0	13.1	7.5
87	15.0	16.3	7.3+ 6.1 ¹⁾
88	15.0	16.9	7.3+10.8
89	15.0	27.6	7.0+ 7.9
90	15.0	32.0	6.5+10.1
91	15.0	26.5	6.3+ 4.2
92	15.0	27.9+2.1 ¹⁾	8.1+ 4.9
93	15.0	30.7+1.8	11.4+ 6.6
94	15.0	26.8	15.3+ 6.6
95	15.0	19.2	21.8+13.5
96	15.0	19.7+1.7	24.0+11.2
97	15.0	15.3+0.9	27.4+11.3
98	15.0	14.0	28.0+10.5
99	12.7	15.8	24.1+ 7.9
1900	12.7	14.5	21.8+ 6.9
01	13.7	14.4	21.5
02	15.0	14.7	23.6
03	15.0	15.4	20.5

註 1) 特別償却

資料: 第 22, 23, 24 表に同じ。

各企業ともに高率の償却をおこなっていたことがわかる。ことにヘヒストやバイヤーでは、20 パーセントをこえる償却をおこなっている年も少なくなく、しかも、そのうえに特別償却がなされていたのである。ここには、機械・装置が短期間のうちに腐食しやすいという化学工業特有の性格や、それらの道徳的磨損を大きくする急速な技術発展の状況を考慮に入れてもなお、過大償却とそれにもとづく秘密積立金の存在を推測することが可能であるように思われる。そして他方では、こうした多額の減価償却が、先にも触れたように、貸借対照表上での固定設備（取得価額—償却累計額）の増大テンポを小さくしたと考えられるのである。

ところが、3企業における償却率は、1900年前後には、絶対的には依然として高水準であるとはいえ、わずかながら低下を示した。ここから、利益率の推移からとあわせて、次のような徴候を読みとることができよう。すなわち、ドイツ・タール染料工業を代表する3企業にあっては、世紀の交には、その収益性がやや低下していたことが窺われるのである。こうした徴候は、先発の巨大企業ベー・アー・エス・エフやそれにつづくヘヒストにおいてより顕著であり、後発のバイヤーでは相対的に軽微であった。そして、こうした事態に対処すべく、諸企業ではさまざまな動きが示され始めるのである。

- 1) これらの2企業で増資が実際にはどのように行なわれたのかは、以下の表のとおりである。

企業名	年	増資額	発行方法・発行目的
ベー・アー・エス・エフ	1897	百万マルク 1.5	額面 1200 マルクの株式 1250 株 隣の銀行〔おそらくラーデンプルク (W. H. Ladenburg & Söhne)〕が 350% の相場で引きうけ、売り出す
	1899	1.8	額面 600 マルクの旧株 22 に対して、新株 1 を買う権利 額面 1200 マルクの株式 1500 株 以下の銀行から成るコンソルティウムが 350% の相場で引きうけ、売り出す { マンハイムのライン信用銀行 (die Rheinische Creditbank) シュトゥットガルトのヴェルテンベルク合同銀行 (die Würtembergische Vereinsbank) マンハイムのラーデンプルク フランクフルト・アム・マインのドイツ合同銀行 (die Deutsche Vereinsbank)
			額面 600 マルクの旧株 20, 額面 1200 マルクの旧株 10 に対して新株 1 を買う権利
	1900	1.2	合成インジゴの装置設置のため
ヘヒスト	1895	3.0	設備拡張のため
	1899	2.0	以下の銀行が 320% の相場で引きうけ、325% の相場で売り出す { フランクフルト・アム・マインのハウク (George Hauck) とヴァイラー (J. J. Weiller) ベルリンのブライヒレーダー (S. Bleichröder) 旧株 15 に対して新株 2 を買う権利
バイヤー	1896	2.0	3.95 百万マルク払いこみ
	1898	1.0	
	1900	2.0	ベルリンのドイツ銀行 (die Deutsche Bank) が引きうけ、200% の相場で売り出す 旧株 6 に対して新株 1 を買う権利

資料：第 22, 23, 24 表に同じ。

- 2) たとえばハーバーは、バイヤーの粗利益にあたるものとベー・アー・エス・エフの純益（ただし、減価償却はふくむ）とを比較している。L. F. Haber, 1900-1930, p. 127.

II 益共同体の成立

1. 企業結合の機運

ドイツのタール染料諸企業のあいだで、相互の結合 (Zusammenschluß) への動きが具体化したのは1903年であった。それはさまざまな方向から、それぞれの構想にそって提起されたのである。

まず、バイヤーのデュースベルク (Carl Duisberg, 1891-1935) は、1903年には薬品工場建設のためにアメリカ合衆国を訪ねたが、そこで彼は、スタンダードオイルをはじめとするトラスト運動の進展から大きな刺激をうけた。そうした印象にもとづく企業合同の構想をデュースベルクは、03年9月、エルバーフェルトで催されたドイツ化学工業利益擁護連盟会議の席上、ヘヒストのブリューニング (Gustav von Brüning, 1864-1913) に打ち明けたようである。¹⁾

それとは別に、この年の10月には、ベー・アー・エス・エフとヘヒストとのあいだで、両社の協力関係について、何らかの意見が交換されたようであるが、²⁾ それについての詳細は明らかではない。さらにアグファもまた、ベー・アー・エス・エフに対して両社間での結合なり協力について意向を打診したのである。³⁾ 以上のような3つの動きのなかで、現在わたくしが史料的に明らかにしている限りでいえば、ベー・アー・エス・エフがこの問題について前向きの姿勢をとったことをきっかけに、うえの4社間の直接、間接の交渉が始まった（以下、第30表を参照）。⁴⁾

1903年12月2日付の手紙で、ベー・アー・エス・エフのグラーザー (C. Glaser) はアグファのマルチウス (Karl Alexander von Martius, 1838-1920) 宛てに、ベー・アー・エス・エフの考え方を伝えた。その考え方とは、ある条件のもとでならば、利益共同体の問題についての議論に応じる用意があ

第30表 企業合同, 利益共同体結成についての企業間の交渉

年 月 日	ア グ フ ァ	ベ ー ・ ア ー ・ エ ス ・ エ フ	ヘ ヒ ス ト	バ イ ヤ ー
1003. 9. 18.			エルバーフェルトでドイツ化学工業利益擁護連盟会議。席上デュースベルクは、ブリューニングに企業合同の構想について話す	
12. 2.	ベ ー ・ ア ー ・ エ ス ・ エ フ は、利益共同体の問題について、討議の用意があることを伝える。ヘヒストの参加が条件 [11-13]			
10.			ベ ー ・ ア ー ・ エ ス ・ エ フ は化学大企業のかかなり緊密な結合 (ein engerer Zusammen schluß) を考慮。この点についての見解をまとめるようデュースベルクに要請 [14]	
11.			デュースベルクは、連合問題についての基本的な考えを伝え、今年中に見解をまとめることを約束 [15-18]	
1904. 1. 2.			デュースベルク、覚え書のおくれをわび、今月中に書くことを約束 [19]	
8.	ベ ー ・ ア ー ・ エ ス ・ エ フ ではヘヒストとの相談を希望、その旨をヘヒストに伝える [20]			
		1月12日にベ ー ・ ア ー ・ エ ス ・ エ フ、ヘヒスト、アグファ3社の会談。10月の書簡往復の趣旨にもとづいてベ ー ・ ア ー ・ エ ス ・ エ フ はヘヒストとの予備会談を提唱 [21]		
11.	〔アグファは、合同問題についての見解をベ ー ・ ア ー ・ エ ス ・ エ フ に伝える〕			
12.		染料企業のかかなり緊密な結合についての会談 (アグファの意見も反映) [24-28]		
	ヘヒストとの会談について報告。4社会談をアグファが提唱するように要請 [29]			
13.			ベ ー ・ ア ー ・ エ ス ・ エ フ との会談についてバイヤーに報告。4社会談について示唆 [22-23]	
15.			実行はむずかしいとするベ ー ・ ア ー ・ エ ス ・ エ フ、ヘヒストの見解は遺憾。問題はトラストによってのみ解決するとデュースベルクの考えを述べる。「覚え書」の完成を伝える [30-33]	
22.	ベルリンで、アグファ、ベ ー ・ ア ー ・ エ ス ・ エ フ、ヘヒスト、バイヤーの4社会談			
2. 9.			「覚え書」の補足をヘヒストに送付、新会社の株式の配分について新提案 [35-42]	
10.		デュースベルク提案の合同について、ヘヒストに疑念を表明 [43]		
11.			デュースベルク作成の書式に数値を記入することをヘヒストは拒否。それに対し、デュースベルクは再考を要請 [47-52]	
13.			「覚え書」を社内で検討、否定的結論 [53-54]	
17.			「覚え書」に対する拒否。ブリューニングの公式回答 デュースベルクは、ベ ー ・ ア ー ・ エ ス ・ エ フ の否定的態度を伝える [61-62]	
19.	フランクフルトで、アグファ、ベ ー ・ ア ー ・ エ ス ・ エ フ、ヘヒスト、バイヤーの4社会談			

資料: *Dokumente aus Hoechster Archiven. Beiträge zur Geschichte der Chemie*, Heft 9 Die Vorbereitung des Zusammenschlusses der IG-Farbenindustrie im Jahre 1904, Frankfurt/M., 1965. [] 内はページ数を示す。

る、というものであり、その条件というのは、他の大企業、まず第1にヘヒストが参加するということであった。対アグファの関係にかぎってみれば、ベー・アー・エス・エフのこうした対応は、以前の考え方を変えたものであったが、その理由としてグラザーは、次の5点をあげている。すなわち、1. 原料供給者が結合したことによって、その力が強大化することに対する懸念、2. 染料消費者のトラストや結合、3. 通商条約や関税のために、ドイツ・タール染料工業の経験が外国に伝わり、それによって、諸外国に対するドイツの優位が失われるという危険、4. 過当競争による販売面での悪弊、5. 特許係争の増大、がそれである。

ここで条件とされていたヘヒストは、両社からのよびかけに応じたようである。そして、この動きは、ヘヒストを通してバイヤーをも加えることによって、より大きなものとなっていく。すなわち、ブリューニングは、12月10日付のデュースベルク宛ての手紙において、ベー・アー・エス・エフが化学大企業のかかなり緊密な結合 (ein engerer Zusammenschluß) について思案中であること、ヘヒストもまたこの問題について、原則的には賛成であること、を伝えるとともに、デュースベルクに、彼の見解をまとめるよう要請したのである。それは、さきに述べたように、2人の間ですでに意見の交換がなされていたことを背景とするものであった。これに対してデュースベルクはブリューニングに折り返し返事を書いた。そこで彼は、年内に覚え書をまとめることを約束するとともに、すでにこの手紙のなかで、結合問題についての彼の考え方を明らかにしたのである。

デュースベルクはまず、同じ目標を追求する大化学企業が、結合を強制されるような時期まで待たず、できるだけ速やかに結合すべきであり、この問題の検討は時宜にかなったことだという。この主張は、ドイツ・タール染料工業の現状についての次のような認識に支えられていた。彼によれば、主なタール染料企業の動向は以下のようなものであった。

アグファ——クレピンの事業所を移転させるべく、ライン河畔に地所を物色中

ヴァィラー・テル・メーア——不振で、大企業との連携を摸索

カッセラー——当該問題について審議に加わる用意あり（すでに接触済み）。

アリザリン分野に進出する意図

バイヤー——インジゴ分野への進出必至

ヘヒスト——写真分野への進出が予想される

ペー・アー・エス・エフ——薬品部門について検討中。

こうした企業毎の現状分析につづいてデュースベルクは、ドイツ・タール染料企業の外国支店ではわずかな販売に比して費用がかさみすぎていること、通商条約更新後には状況は一層きびしさをますであろうこと、を指摘し、つづいて、結合の長所を列挙している。それは、1. 外国における販売組織の統合、2. 濫売の除去、3. 各企業が他企業との競争製品を生産するために必要とされる重複の投資が避けられること、4. 企業間の成果の相互利用による製造技術の進歩、5. 特許問題の解決、といった諸点である。

このデュースベルクの書簡で示されているドイツ・タール染料工業の現状認識はさきのグラザーのそれと重なる点が多い。しかし、ここで特徴的なことは、主要企業がそれぞれ新分野への進出を企画しているという指摘がなされている点である。1880年代中葉以降、各企業は研究・開発に力を注ぎ、それをみのらせるなかで発展をとげてきたが、そのなかでおのずと、それぞれの中心分野が形成されていったことは、さきにも触れたとおりである。しかし、技術開発が飽和的な状態となるにしたがって、各企業は、それぞれにとっての新領域、つまり他企業の支配的な領域に進出していかざるをえなくなりつつあった。そしてそれは、相互に激烈な競争をひきおこさずにはおかない性格のものだったのである。デュースベルクはこのことを的確に把握していた。そして彼は、この把握のうえに立って、各企業の現在の特性を生かした結合、ということで早くもトラストの形成を構想していたようにおもわれる。だがこの点に、デュースベルクと、企業間の結合という問題を取りあげながらも、まだ具体的なあり方についてイメージができあがっていない他の3企業の企業家たちとのあいだのずれが存在していた。そして、このずれ

は、まもなく決定的な意味をもつことになるのである。

だが、デュースベルクの覚え書は1903年中には完成しなかった。他方ではその間に、ベー・アー・エス・エフ、ヘヒスト、アグファ間の交渉が重ねられていった。1904年1月12日にはベー・アー・エス・エフとヘヒストとの予備会談が行なわれたが、これにはアグファの意見も考慮に入れられていた。この会談でもグラーザーは、さきに紹介した1903年12月3日付のマルチウス宛ての手紙と同じ論拠から企業間の結合に前向きの姿勢を示したが、それにつづいて注目すべき発言をおこなっている。すなわち、こうした結合に対する従来の否定的態度は、自分たちの独立性を失いたくなかったからだと述べたグラーザーは、参加企業の独立性をできるだけ保持した形態での統合 (Vereinigung) として利益共同体という形態に着目しているのである。この会談ではさらに、1903年のアー・エー・ゲー (Allgemeine Elektrizitäts-Gesellschaft) とウー・エー・ゲー (Union-Elektrizitäts-Gesellschaft) との利益共同体協定が検討されたが、こうした協定は実行不可能ということで意見が一致した。かくして、結合のあり方について双方に確たるイメージはなく、適切な形態を見出すのはむずかしいということ、ただ、資本の調達ではできるだけ銀行を排除して会社自身で行なわねばならないということ、これがこの会談での結論であった。

この会談については、ベー・アー・エス・エフとヘヒストとが、それぞれアグファとバイヤーとに報告したが、そこでのやや悲観的な見通しにデュースベルクはすぐに反駁した。すなわち1月15日付、ブリュニング宛ての手紙で彼は、実行は不可能とする考えを遺憾とし、問題はトラストという方法でのみ解決すると言いきるとともに、覚え書の完成を告げたのである。

- 1) C. Duisberg, *Meine Lebenserinnerungen*, S. 88-89. 和田野訳・編, 152ページ。
- 2) 1904年1月12日付のブリュニング宛て書簡において、ベー・アー・エス・エフのある人物は、1903年10月に、ベー・アー・エス・エフ、ヘヒスト間で意見の交換がなされたことに触れている。Brief von BASF an Dr. G. v. Brüning v. 8. 1. 1904, in: *Dokumente aus Hoechster Archiven. Beiträge zur Geschichte der Chemie*, Heft 9 Die Vorbereitung des Zusammenschlusses der IG-Farben-

industrie im Jahre 1904 (以下、*Hoechst-Dokumente* 9 と略す), Frankfurt/M., 1965, S. 21. 第30表をも参照。なお、本節の叙述は、ヘヒストの企業内アルヒーフによって編集されたうえの史料集に全面的に拠っている。本文で明らかかなように、この史料集の公刊によって、利益共同体の成立過程におけるブリューニングの考えやデュースベルクの立場が、はじめて、一応は筋のとおりものとして理解されるようになった。問題別に史料を整理し、公刊しているこのアルヒーフの活動に対しては、その労を多としたい。もっとも、この史料集の以下のような性格ないし限界にも留意しておかねばならない。すなわち、第1に、編集がヘヒストの企業内アルヒーフによるものであるだけに、この史料集がブリューニングあるいはヘヒストの立場を過大に扱いすぎている可能性がある。ヘヒストをのぞく3企業間で何らかの個別的交渉が行なわれたかもしれないということがなお完全には否定されえないのである。第2の問題は、ここでとりあげられているような結合の論議の場合、こうした史料によってどこまで事態の実相に迫りうるのか、という点である。論議が行なわれた状況にてらして史料に示された諸事実を吟味していかなければならない。

- 3) このことは、パー・アー・エス・エフのグラザーがアグファのマルチウスに宛てた1903年12月2日付の手紙によって知ることができる。Brief von Dr. C. Glaser an Dr. von Martius vom 2. 12. 1903, in: *Hoechst-Dokumente* 9, S. 11.
- 4) 以下についての典拠は第30表中に示すこととする。

2. デュースベルクの「覚え書」とブリューニングの否定的回答

1904年1月にデュースベルクが脱稿した「ドイツ・タール染料企業の統合についての覚え書」(„Denkschrift über die Vereinigung der deutschen Teerfarbenfabriken“¹⁾)は、あらまし以下のような内容のものであった。

デュースベルクは、ドイツ、イギリス、アメリカにおいて、さまざまな形態をとりつつ進行していた独占体の形成という事実を確認したうえで、この「覚え書」の課題を設定している。彼によればそれは、1. ドイツ・タール染料工業の現状を明らかにすること、2. 結合の長短を確定すること、3. 統合の方策を提示すること、そして、4. それに対する染料工業の代表者たちの批判を喚起すること、であった。

こうした本来の課題の検討に先立ってデュースベルクは、産業企業統合の目的を、破滅的競争を回避し、高収益を実現するために諸費用を節減することと求める。それによって、職員・労働者に対する高賃金、高福祉のもとでの高配当が可能となり、さらに、大組織においてのみ可能な分業によって、

生産性をあげるために必要な集中を維持しながら世界市場の影響を自己の利益にむすびつけることができる、というのである。では、結合は、いかなる時期になされるべきであろうか。営業状態のわるいときにそれが最も容易に行われるというのは明らかであるが、その必然的な帰結は販売価格のひき上げとなり、好ましくない。むしろ営業状態のよい時期に結合はなされるべきである。そしてデュースベルクは、ドイツ・タール染料工業において、統合は時宜にかなったものである、という。他に類例がないほど科学、技術、営業面での諸力を包括的に統合しているこの工業では、大規模化によって生産力が上昇し、生産の増大によって諸費用が節約される、というのが、まずあげられる一般的な根拠であった。

つぎに、ドイツ・タール染料工業の現状についてみよう。多くの企業は、プレミアム、積立金、償却、在庫の低評価などによってその経営資本 (arbeitendes Betriebskapital) を増大させてきた。このことを考慮にいれば、きわめて高いタール染料企業の配当率も、ドイツの工業全般のそれよりもさほど高いとはいえなくなる。それに、どの企業においても、高収益を生む製品は数少ないのである。特許で保護された染料によって大きな利益が得られた時代はすぎ去り、こうした特許のほとんどすべてがすでに期限切れになったか、あるいはなろうとしている。他方では、研究開発、顧客の要望による試験染色・捺染、販売支店とそこでの在庫、などのために諸費用は増大し、また、激しい競争のために、信用の長期化、現金支払の場合の割引、報償金・無料配達の導入、契約における価格下落約款（価格が下落した場合、すでに結ばれていた売買契約が無効化する）といった販売面での悪弊がみられる。さらに、諸外国での関税、特許法のために、ドイツのタール染料企業は、そうした諸国に工場を建設するよう強いられている。このことは、そこでの競争激化による販売価格の低下をもたらしただけではなく、そうした支社工場の数が増加するにともなってドイツの工場の困窮は大きくなるものと思われる。加えて、繊維工業は昨年不況である。染料製造と密接に結びついている薬品工業の分野では、状況はもっと悪いようである。デュースベルク

は、ドイツ・タール染料工業のおかれた状況をほぼ以上のように把握したのである。こうした困難は克服されねばならないが、他の工業にない未開の沃野をもつ染料・薬品工業では、新製品や改良製品を開発することによってそれは可能なのであり、将来の見通しは明るい。とはいえ、こうした事態を放置せず、競争者間の関係を改善していくのがわれわれの義務であり、この目的に接近するひとつの方法が全工場の結合である、とデュースベルクは主張するのである。

つづいての課題は、企業結合の長所、短所を考量することである。短所として、停滞の可能性、独占力の濫用、新競争企業の出現、過大資本化、組織の過大化といったことが懸念されながらも、議論の重心は合同の長所におかれている。そこで最初にとりあげられるのが資本の再評価の問題である。すなわち、高配当はタール染料工業に対する過大評価を生んでおり、それは、タール染料工業にとって不利に作用している。しかし、統合による会社の新設立ないし改組にさいしては、準備金を考慮に入れた資本の再評価が行なわれ、それによる、いわゆる資本の水わり (die sogenannte Wässerung des Kapitals) によってこうした過小資本化した事態は是正される、というのである。技術的な面では、1. 大事業所の指揮、管理は相対的にみて容易で低廉であり、そこでは適材適所の配置も可能である、2. 生産性の高い工場だけが操業されることによって、生産は集中され、生産性は上昇する、3. 重複投資が避けられる、4. 経営経験が交換される、5. 機械・装置の製作が集中され、低廉化される、6. 外国の支店が統合される、といった長所がみられるが、停滞を避けるべく重要な製品は2つの作業場で生産するものとし、これが相互に競争するようにする、というのがデュースベルクの考えであった。さらに営業 (kaufmännisch) 面では、購買の集中による地位の強化、販売の統一による集中化、在庫の縮小、濫売の除去といったことが指摘される。こうしてデュースベルクは、競争が進歩の原動力であったことを認めながらも、いまやそれは種々の弊害をもたらすにいたっているとして、競争の除去=統合を提起するのである。

では、統合はどのような形態をとるべきであろうか。それが第3の論点である。デュースベルクによれば、製品数が多く、販売機関がひろく世界にわたっているタール染料工業の場合、シンジケートという形態は不可能であり、個々の製品別の協定も実効がない。アメリカで普及しているトラストが望ましい。デュースベルクの構想は、かくして、資本金2-300百万マルクの「合同ドイツ染料会社」 („Vereinigte deutsche Farbenfabriken“) という新会社の設立に帰着するのである。

このデュースベルクの「覚え書」は、さきにブリューニング宛て03年12月11日付の書簡で展開されたかれの主張を、主要企業の動向についての分析を省きながら、より体系的、一般的にまとめたものであった、といえよう。04年1月22日には、この「覚え書」の検討をふくむベー・アー・エス・エフ、ヘヒスト、バイヤー、アグファの4社の代表者会議がベルリンで開かれ、2月19日には第2回目の会議が予定された。²⁾ その間にもデュースベルクは、かれ自身の「覚え書」を基礎として積極的な動きをつづけた。2月9日には、かれは、「覚え書」を補足して、新会社の株式をどのように配分したらよいのかについて、きわめて具体的な提案を行なっているのである。³⁾ しかし、デュースベルクのこうしたはたらきかけで、他の3社の代表者たちの考えが企業合同という方向に動いたわけではなかった。2月10日には、ベー・アー・エス・エフのクレムがブリューニングにデュースベルク案に賛成できないという意向を伝え、⁴⁾ おそらくはそれをうけてブリューニングは、まず電報で、ついで書簡で(2月11日)、デュースベルク案に沿った形で合同への具体的な準備作業にはいれない旨のことをデュースベルクに知らせたのである。⁵⁾ ベー・アー・エス・エフからも、ほぼ同様の趣旨の手紙がデュースベルクに送られたようである。それに対してデュースベルクは、彼が予め設定していた期限(第2回会談の2月19日)にこだわらないとして、ブリューニングに再考を要請した。⁶⁾ しかし、ヘヒストでは、「覚え書」についての社内での検討をふまえて、2月17日にはブリューニングがデュースベルク宛てに公式の回答を送り、デュースベルク案に反対という意志をはっきりと表明し

た。これと前後してベー・アー・エス・エフからも同様の考えが伝えられたようである。

ブリューニングの「回答」(《Erwägungen》 zu Carl Duisbergs Denkschrift 《Die Vereinigung der deutschen Farbenfabriken》⁷⁾)において、合同反対の理由としてあげられたのは、以下のような点であった。合同によって既存企業の独立性が失なわれることの問題、発展のテコとしての競争の意義、組織が過大化することの問題、新会社が銀行によって支配される危険、外国のタール染料工業抬頭の可能性、小企業までもふくめた合同の場合の水まし(Verwässerung)の危険、そして、タール染料工業に対して好意的とはいえない議会多数派の存在、がそれである。結論としてブリューニングは、個々の企業の独立性を維持しながら、販売機関の統合によって現在の問題点の大半を解決できる、と主張する。そして、そこからさらに統一的なトラストを形成すべきかどうかは、今後の問題として留保されたのである。

このブリューニングの「回答」では、デュースベルクが「覚え書」でとりあげた論点のいくつかがとりあげられながら、逆の結論が導き出されている。問題が企業合同というきわめて具体的なものである以上、こうした一般的で抽象的な議論では、いずれの主張もいま一つの決め手を欠いているという印象は否めない。しかし、この点はともかくとして、公式的な見解において、両者の合同についての考え方がこのように大きく食違っていたとすれば(ベー・アー・エス・エフもヘヒストに近い立場をとったと推測される)、2月19日の第2回の会議がどのようなものであったか、そのおおよそを推察することができよう。その後も、ブリューニングとデュースベルクとのあいだでは数回にわたる手紙のやりとりがなされたが、ブリューニングは、3月19日付の手紙で最終的な拒否の回答を行なった⁸⁾。そしてその理由は、以前とは異なって、合同についてはヘヒストが不利な立場にある、ということであった。すなわち、彼によれば、

バイヤー——数年来上昇中で、この有利な時期を利用しうる

ベー・アー・エス・エフ——このところ新設備の建設に力を注いでいる

が、これは失望をもたらすかもしれない、合同が成立すれば、その強力な地位によって利益をひき出すことができる

アグファ——合同により新工場建設の労苦と危険とを避けることができる
こうした3社の状況と対比すれば、ヘヒストは現在のところ他の3社より優位に立っているわけではない。しかし、木綿染料、硫酸染料の分野では努力の成果があらわれはじめているし、インジゴでも状態は良好である。そしてこうした要因が十分に考慮に入れられない現在の合同はヘヒストに不利だ、
というのであった。この現実的な反対論には、デュースベルクもそれなりに納得せざるをえなかったようである。⁹⁾

以上のような経過を辿って、デュースベルクが「覚え書」で提起した企業合同は、この時点では実現しなかった。それには、1880、90年代のめざましい発展をそれぞれに担ってきた企業家たちの自負、自企業に対する愛着、そして独立性を保持したいという気持が強くはたらいていたものと考えられる。また、かりに合同をすすめるとしても、自企業の地位をできるだけ有利にしようとする志向がそれぞれの企業（ないし企業家）にあったということも当然であろう。こうしたことは、これまでみてきた論議からも十分に窺うことができたのである。しかし、企業家のそうした志向が現実性をもちえたということ自体が、ドイツのタール染料企業にとって、企業合同がそれほど切迫したものではなかったということを示しているように思われる。総論としては卓抜であったデュースベルクの提案が日の目を見ないまま葬り去られ、それがなお、およそ10年後に若干の修正を施して再び提起されたということも、こうした事情によって了解されるのである。

とはいえ、デュースベルクが「覚え書」のなかで指摘したドイツ・タール染料工業の問題点は、すでにこの時期に、染料企業家の多くにも共通に認識されはじめていた。そしてこうした認識が現実根拠をもっていたこともすでにみてきたところから明らかであろう。とすれば、デュースベルクの「覚え書」をめぐる論議が一段落した後で、新たにどのような動きが展開したのか、その点がなお追跡されねばならない。

- 1) ここでは、次の書物に収められているものによる。C. Duisberg, *Abhandlungen, Vorträge und Reden aus den Jahren 1882-1921*, Berlin・Leipzig, 1923, S. 343-369. これは、1904年1月の日付をもち、タイプ用紙で56ページのものである。
- 2) この1月22日の会議について、デュースベルクは、「ベルリンの会議では、出席した4社の取締役があらゆる面において統合に乗り気であることが示された。オープンハイム博士と私とから成る委員会が、法律家の枢密顧問官フォン・ジモン氏とともに、成立する可能性のある (etwaig) 合同契約を協議するよう委任された」と述べている。C. Duisberg, *Meine Lebenserinnerungen*, S. 89-90. 和田野訳・編 153ページ。この叙述が会議の模様を正しく伝えているとすれば、それまでの討議のなかで示されていたペー・アー・エス・エフやヘヒストの代表者たちの考えはこの時点で少なくとも一時的にでも変化した、ということになろう。ちなみに、ヘヒストの社史では次のように書かれている。「ベルリンのカイザーホーフにおいて、アグファ、ペー・アー・エス・エフ、ヘヒストの取締役を前にしてデュースベルクが展開したのは疑いもなく魅惑的な合同案 (ein recht bestechendes Bild) であった。それゆえに最初の反応は賛成であり、熱狂的なものであった。しかし次の数週間の間に、ベルリン会議の参加者たちをとらえていた感激はおさまった。自分たちの会社に戻って、彼らは事態をずっと冷静に評価したのである」と。E. Bäumler, a. a. O., S. 80.
- 3) デュースベルクは、1月に脱稿した「覚え書」を改訂するとともに、付録として、アー・エー・ゲーとウー・エー・ゲーとの契約、代表委員会の業務規則草案を加え、さらに補足を付している。タイプ用紙で106ページにわたるこの改訂版「覚え書」を詳細に紹介されたが、さきにあげた林満男氏の論文である。
- 4) Brief von Dr. v. Clemm an Dr. G. v. Brüning vom 10. 2. 1904, in: *Hoechst-Dokumente* 9, S. 43-46.
- 5) Brief von Dr. v. Brüning an Dr. C. Duisberg vom 11. 2. 1904, in: a. a. O., S. 51-52.
- 6) Brief von Dr. C. Duisberg an Dr. G. v. Brüning vom 11. 2. 1904, in: a. a. O., S. 47-50.
- 7) ここでは、*Tradition. Zeitschrift für Firmengeschichte und Unternehmerbiographie*, 9. Jg., 1964, S. 1-5 所収のものによる。
- 8) Brief von Dr. G. v. Brüning an C. Duisberg vom 13. 3. 1904, in: *Hoechst-Dokumente* 9, S. 70-74.
- 9) デュースベルクは、「ひどく落ちこんだ後、あの時期(1904年一加来)に上昇をはじめていたヘヒストが合同を時期尚早と考えたのは明らかであった」と書いている。C. Duisberg, *Meine Lebenserinnerungen*, S. 90. 和田野訳・編, 153-154ページ。

3. 2つの利益共同体¹⁾の成立とその機構

トラスト形成の失敗後、相互に補完的な企業が連合 (Verband) を形成することが望ましいと考えるにいたったデュースベルクにとっては、バイヤーとベー・アー・エス・エフとの結合が有利だと思われた。ベー・アー・エス・エフはローズアニリン染料を大規模に製造しているが、アゾ染料や直接染料の部門は小規模であるのに対して、バイヤーはその逆である。また、インジゴ製造で成果をあげたベー・アー・エス・エフは薬品部門への進出を企図し、他方、薬品の分野で確固たる地歩を占めていたバイヤーでは、新たにインジゴ製造の見通しがついていた。このように、両社は部分的に相互補完的でありながら、それゆえに今後一層激しい競争を展開していくことになるであろうという関係にあったのである。そこでデュースベルクは、ベー・アー・エス・エフに対して結合のよびかけを行なったのであるが、それに対するベー・アー・エス・エフ側の反応はデュースベルクの予想を上回るものがあつた。

折しもライン左岸、ディアガルトの鉱区買収をもちかけられていたベー・アー・エス・エフは、バイヤー、ヘヒストを加えた3社が共同でこの鉱区を購入・開発するよう提案したのである。この問題はフランクフルト・アム・マインで開催された3社の会議で討議され、試掘も行なわれたが、結局はヘヒストの消極的な姿勢のために流産に終った²⁾。そこでベー・アー・エス・エフ、バイヤー2社間の結合が協議されることとなり、8月27日には過去20年間の業績にかんする両社の資料が相互に交換された。ところが、ここで明らかとなったベー・アー・エス・エフの財務内容はバイヤー側の予想以上に悪く、ここで交渉は中断となった。こうした状況のなかで、ヘヒストとカッセラとの利益共同体締結が明らかとなったのである³⁾。

カッセラは、1870年にフランクフルト・アム・マインの近くに設立された染料企業であり、1900年には、化学者、技師、営業員、労働者をあわせて2000人以上を雇用していたが、合名会社形態であったために1904年1月22日のベルリンでの4社会談からは除外され、2月に入ってデュースベルクの改訂

版「覚え書」をはじめて送られたのであった。4大企業の合同の動きがあったことを知ったカッセラは、3月から4月にかけてヘヒストと接触し、ここに新たな結合の動きが生じたのである。というのは、カッセラは従来から原料や中間製品の売買関係をとおして、地理的に近接しているヘヒストと強い結びつきをもっていたからである。両社の交渉は順調に進展して、協定が結ばれたが、それは、原料の供給および共同購入、特許・ライセンスの交換、外国工場の共同での建設、製品の製造・販売についての協力を主な内容とし、第3の企業との合同・参与については相互に同意が必要とされた。この協定は有効期間についての規定をもたず、05年1月1日から発効することとなったが、それについては次のような措置がとられた。まずカッセラは、従来の合名会社形態から資本金20百万マルク、負債10百万マルクの有限会社に改組され、他方、ヘヒストでは増資によって資本金が20百万マルクから25.5百万マルクへと増大した。そして両社の5.5百万マルクの株式が相互に交換され、さらに、役員が相互に派遣された。⁴⁾

このヘヒストとカッセラとの利益共同体には1907年にはカレ (die Firma Kalle) が加わった。カレは1863年にビープリッヒに設立された染料企業で、1904年に資本金3.5百万マルクの株式会社に改組されたが、当時同社は、化学者、営業員、労働者をあわせて650人以上を雇用していた。原料や中間製品を外部から購入していたカレは、成立直後のヘヒストーカッセラの利益共同体に加入の働きかけを行なったようであるが、それが1907年になって実現したのである。そのためにヘヒストでは翌08年に10.5百万マルクの増資がなされ、そのうち1.6百万マルクの株式がカレ (この時点で資本金4.5百万マルク) の4百万マルクの株式と交換されたが、後者のうちの0.8百万マルク分はカッセラに譲渡された。さらに、ヘヒストとカッセラからカレに役員が派遣された。また、これとならんで、ヘヒストとカッセラとの結びつきも一層強められた。カッセラで5百万マルクの増資がなされ、ヘヒストとのあいだで1.375百万マルクの株式が交換されたのである。こうして、ヘヒストを中心として地理的に近接した3企業による利益共同体、いわゆる三社連

合 (der Dreiverband) が成立したのである。

この利益共同体の成立によって、ヘヒストが他の2企業に原料、中間製品を供給するというこれまでの結びつきは一層緊密になった。また、相互間の競争は規制・緩和され、それぞれの企業に特有の分野に対する他企業の進出が控えられるとともに、生産技術の面でも協力体制がとられることとなった。さらに、従来からのままで存続することとなった販売組織においては、三社連合参加の他の企業の製品も取扱われることとなったのである。⁵⁾

他方、中断していたバイヤー、ベー・アー・エス・エフの結合論議は、ヘヒストーカッセラ間での協定成立という衝撃をうけて再開され、⁶⁾ここでもデュースベルクが積極的な動きをみせた。10月3、4日ケルンにおいて両社の代表者の会議が開かれたが、ここでは当初、結合のあり方や条件について双方の意見が折り合わず、とくに、当時、収益性の面でまさっていたバイヤーは強気であった。ところが、ベー・アー・エス・エフとヘヒストとのあいだで⁷⁾インジゴ協定が成立したというニュースが入り、それがバイヤーの態度を軟化させた。そして、10月8日には結合について両社間での了解がつき、それにつづくルートヴィッヒスハーフェンの会議で利益共同体の協定が結ばれたのである。

ところがこの会議では、ベー・アー・エス・エフのブルンク (Heinrich von Brunck, 1847-1911) から新提案がなされた。アグファもこの利益共同体に参加させようというのである。アグファがルートヴィッヒスハーフェンの対岸、ライナウに地所を購入したことがきっかけとなって、この2社間でも結合についての交渉がもたれていたのである。結局はブルンクの提案が認められて、10月19日にはヴィースバーデンにおいて3社間の利益共同体結成の契約が結ばれ、翌05年1月1日から、有効期間を50年とする利益共同体が発足することとなったのである。

難産の末に成立したこの利益共同体、いわゆる三社同盟 (der Dreibund) は、次のような機構によって運営されることになっていた。すなわち、販売、購買、製造、特許といった個別的な問題はそれぞれの部門の長によって

構成される委員会で取扱われ、3社間の連絡・調整のためには、各社から1人の支配人、1人の代表者を出して業務委員会 (der geschäftsführende Ausschuß) が設立された。このさらに上級の機関として、3社の全取締役から成る代表委員会が存在していたのである。そしてここでは、アグファがキャスティング・ボートを握らないように配慮されていた。こうした機構のもとで、それぞれの企業に特有な分野への他企業の進出が避けられ、他方では、それぞれの経験、技術などが相互に交換された。また販売面では、既存の組織は存続させながらも、競争が規制され、とくに外国では協力体制がとられることとなった。そして、統一的な原則によって各社の利益が算定され、プールされて、それが、ベー・アー・エス・エフ、バイヤー、アグファにそれぞれ 43 : 43 : 14 の割合で配分されることとなった。また、3社同盟の場合には株式の交換はなされなかったが、増資については歩調をあわせて行なうこととなった。1904年にバイヤーで7百万マルクの増資がなされ、これによって同社の資本金がベー・アー・エス・エフのそれと同額の21百万マルクとなったことも、この利益共同体の成立にかかわっていたものと推測される。⁸⁾

- 1) 「利益共同体」 Interessengemeinschaft とは、それぞれが独立性を維持した企業間での、共同行動、競争の排除、相互補完などを目的とする結合形態であるが、この結合の中心には利益のプールと配分とがある。しかし、これに代わって株式の相互保有がなされる場合をもふくめて考えるのが一般的のようである。R. Liefmann, Art. "Interessengemeinschaften.", in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 4. gänzlich umgearbeitete Aufl., Jena, 1923, 5. Bd., S. 468-469; F. Bindernagel, a. a. O., S. 51-59. U. Marquardt, *Die Interessengemeinschaften. Eine Ergänzung zur Entwicklungsgeschichte der Zusammenschlußbewegung von Unternehmungen*, Berlin, 1910, S. 7; H. Stube a. a. O., S. 233-249.
- 2) この鉱区買収問題についてヘヒストが消極的であったのは、当時すでに同社では、後に述べるようなカッセラとの結合が具体化していたからだ、というのがベアーの見解である。J. J. Beer, *op. cit.*, p. 130.
- 3) 以上の経過については、C. Duisberg, *Meine Lebenserinnerungen*, S. 90-92: 和田野訳・編, 154-157 ページ。
- 4) 以上の過程については、次の諸書による。H. E. Rübesamen, *Ein farbiges Jahr-*

hundert Cassella, München, 1970, S. 50-56; Handschriftliche Notiz von Dr. G. v. Brüning über die Entstehung des Planes einer Interessen-Gemeinschaft mit Cassella, in: *Hoechst-Dokumente* 9, S. 33-34; H. J. Flechtner, *Carl Duisberg*, S. 199; W. Kissel, a. a. O., S. 24-26; U. Marquardt, a. a. O., S. 38-39; F. Bindernagel, a. a. O., S. 59-62; C. Paschke, *Der Aufbau der deutschen Teerfarbenindustrie und ihre Stellung in der Zollpolitik des Auslandes*, Diss., Gießen, 1927, S. 43-44; J. Riesser, *Die deutschen Großbanken und ihre Konzentration im Zusammenhang mit der Entwicklung der Gesamtwirtschaft in Deutschland*, 4. verbesserte u. vermehrte Aufl., Jena, 1912, (Neudruck, 1971), S. 588.

- 5) 以上の過程については、註 4) の文献のほかに、H. Voelcker, *75 Jahre Kalle. Ein Beitrag zur Nassauischen Industrie-Geschichte*, Wiesbaden-Biebrich, 1938, S. 58, 128-133; R. Liefmann, *Beteiligungs- und Finanzierungsgesellschaften*, 3. neu bearbeitete Aufl., Jena, 1921. S. 268 による。
- 6) ハーバーは、ヘヒストとカッセラとの利益共同体の成立がバイヤーに衝撃を与えた理由として、バイヤーがカッセラに対して供給していた中間製品の販路を失う可能性が生じたこと、2企業の競争力が硫酸染料や薬品の分野で強まると考えられたこと、を指摘している。L. F. Haber, *1900-1930*, p. 125.
- 7) インジゴについての協定の交渉が始まったのは1904年9月末であったといわれるが、さきの第21表から窺われるように、それまでの価格競争ではヘヒストがやや優位に立っていた。F. Erban, a. a. O. S. 40. なお、ヘヒストの営業報告は、この協定がインジゴ価格の低落に歯どめをかける意義をもったと述べているし、ベー・アー・エス・エフのそれと同じようなことを、但しこちらは予想として、述べている。Bericht des Vorstandes der Farbwerke vorm. Meister Lucius & Brüning in Hoechst am Main an die General-Versammlung vom 30. Mai 1905; Badische Anilin- & Soda-Fabrik Ludwigshafen a/Rhein. Bericht des Vorstandes und des Aufsichtsrates über das Geschäftsjahr 1904 für die General-Versammlung vom 6. Mai 1905.
- 8) 以上、3社同盟の成立過程とその機構については、次の諸文献による。C. Duisberg, *Meine Lebenserinnerungen*, S. 92-96; 和田野訳・編, 157-164 ページ; W. Kissel, a. a. O., S. 26-27; U. Marquardt, a. a. O., S. 27-28; F. Bindernagel, a. a. O., S. 63-66; C. Paschke, a. a. O., S. 44-45.

お わ り に

これまでみてきたように、1904-07年にはドイツのタール染料工業におい

て2つの利益共同体が成立したが、他方では、これらの利益共同体に参加したいくつかの企業は、アリザリンやインジゴについてのカルテルをも成立させていた。そして、これらのカルテルは利益共同体の存在によってアウトサイダーの出現を防ぐことができたし、2つの利益共同体は、カルテルによって相互間の競争を部分的にしる排除することができた。ドイツ・タール染料工業が2つの利益共同体を中心に再編されたのである。¹⁾

だがそれだけではなかった。デュースベルクの「覚え書」は薬品企業数社にも送られていたのであるが、おそらくはそれも1つの契機となって、1905年には薬品部門利益共同体 (die pharmazeutische Interessengemeinschaft) が成立した。それには、従来から企業家の個人的な交友関係を取り結んできた5つの薬品専門企業、ドレスデンのゲーエ社 (Gehe & Co. A.-G.)、ダルムシュタットのメルク (E. Merck)、ルートヴィッヒスハーフェンのクノール社 (Knoll & Co.)、ベルリンのリーデル (I. D. Riedel)、マンハイム-ヴァルトホーフのベーリンガー (C. F. Boehringer & Söhne) が参加していた。²⁾ 同年にはまた、薬品工業の業界団体として、商標保護中央情報部 (Zentralauskunftsstelle für Markenschutz)、化学薬品工場利益連合 (Interessenverband der chemisch-pharmazeutischen Fabriken) が設立されたが、薬品部門利益共同体に参加した5企業すべてが前者に、ゲーエ社をのぞく4企業が後者に加盟していたし、ヘヒスト、バイヤー、アグファ、カレの4企業は両者のメンバーであった。³⁾ こうした組織をとおして、染料企業の影響力が薬品工業の分野でも作用したことが推測されるのである。

以上のことに加えて、タール染料企業が当時のドイツの化学工業において占めた位置、その後の発展において果たした役割をあわせて考えるならば、三社同盟、三社連合の成立をもってドイツ化学工業における独占体の成立とみなすことができよう。この独占体がどのような発展をたどるのか、それを辿ることが次稿の課題である。

1) 三社同盟、三社連合に参加した諸企業がドイツ・タール染料工業（およびドイツ化学工業）においていかなる位置を占めていたのかということは、本稿中の断片的な

諸事実からも推しはかれるが、拙稿「ドイツ・タール染料工業の発展構造」(1) (『彦根論叢』第173号, 1975年), 120-122ページをも参照。

- 2) H. Stube, a. a. O., S. 278-284; P. Waller, *Probleme der deutschen chemischen Industrie*, Halberstadt, 1928, S. 81-82.
- 3) W. Vershofen, *Wirtschaftsgeschichte der chemisch-pharmazeutischen Industrie. Eine wirtschaftliche Studie*, 3. Bd. 1870-1914, Aulendorf, 1958, S. 130-134.